

建設業に対する労働時間等説明会 資料

国土交通省九州地方整備局
令和8年度

- 1 建設業における働き方改革について・・・・・・・・・・ 2－25
問合せ先：建政部建設産業課 電話 092-471-6331(内線6142,6160)
- 2 河川・道路等工事における取り組み・・・・・・・・・・ 26－74
問合せ先：企画部技術管理課 電話 092-471-6331(内線3312, 3321)
- 3 港湾工事における取り組み・・・・・・・・・・ 75－83
問合せ先：港湾空港部港湾整備・補償課 電話 092-418-3340(内線371)
- 4 営繕事業における取り組み・・・・・・・・・・ 84－92
問合せ先：営繕部技術・評価課 電話 092-471-6331(内線5452)

建設業における働き方改革について

建設産業の喫緊の課題

- 建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、災害時には地域の復旧事業等を担うなど、国民生活や社会経済を支える重要な存在。
- 建設業が将来にわたってこのような役割を担っていくためには、担い手の確保が重要であり、建設業における「賃金水準の引上げ」や「週休2日などの働き方改革の推進」に取り組むことが必要。
- また、昨今の物価高騰への対応として、原材料費等の価格上昇を反映した請負代金等の設定が図られるよう、適正な価格転嫁のための環境整備を促進。

担い手の確保

賃金水準の引上げ

週休2日などの働き方改革

適正な請負代金の設定

適正な工期の確保

適切な価格転嫁

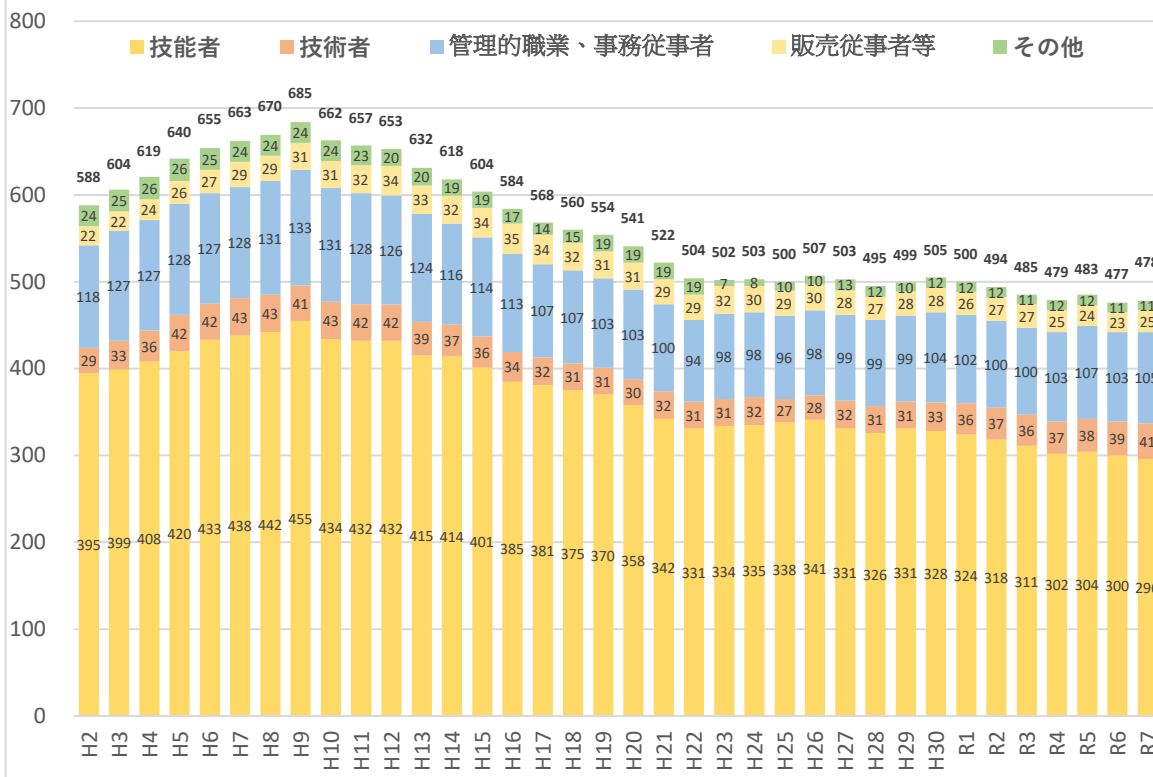
建設業就業者の現状

技能者等の推移

○建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 478万人(R7)
 ○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 41万人(R7)
 ○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 296万人(R7)

(万人)

建設業における職業別就業者数の推移



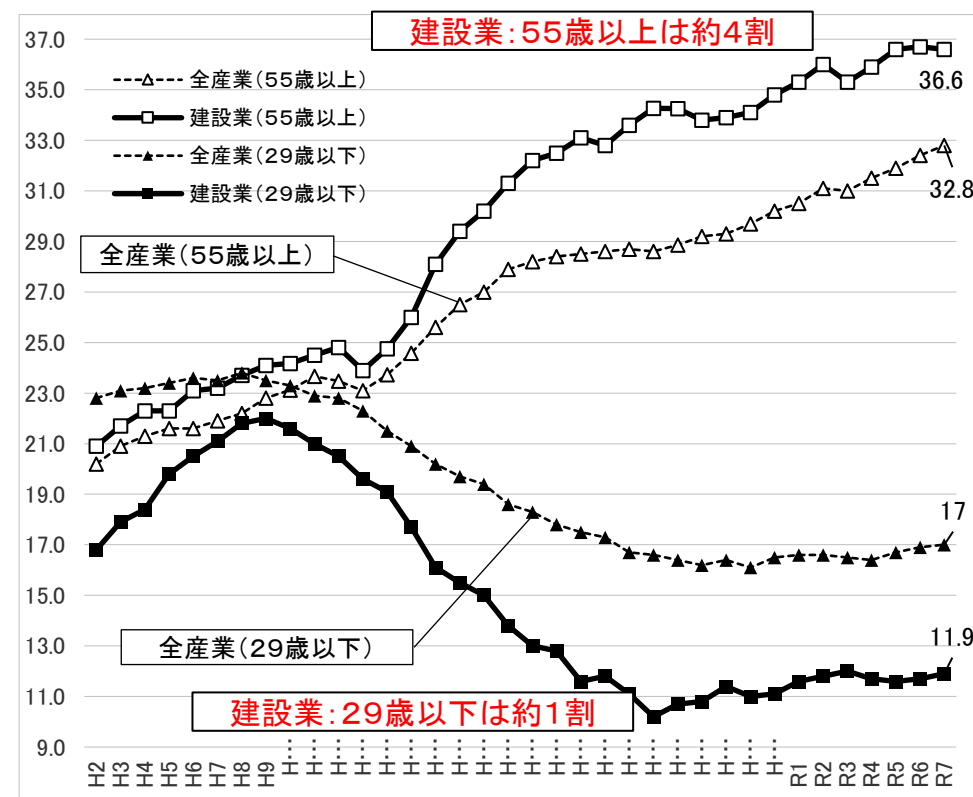
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

(%)



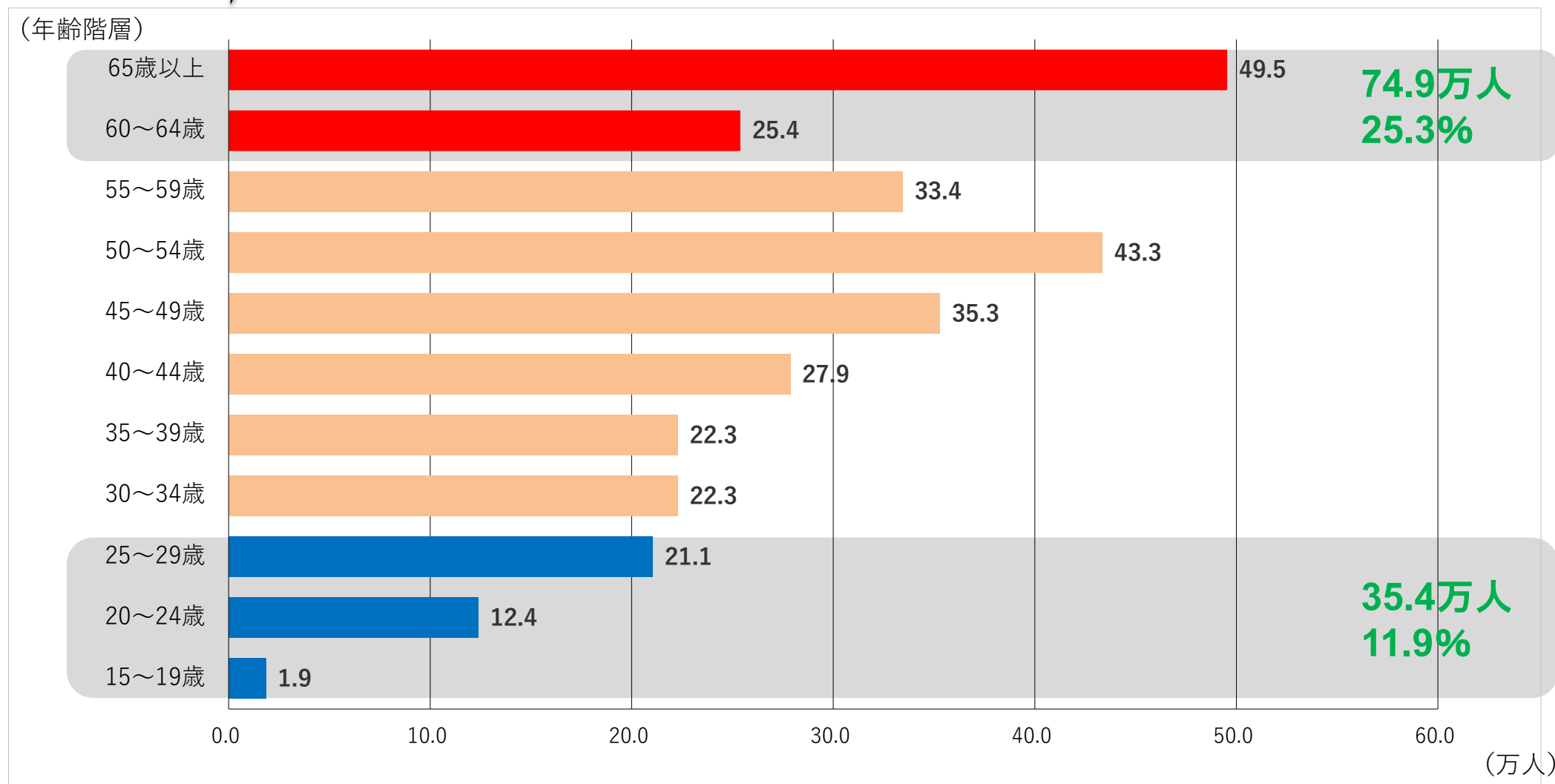
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

年齢階層別の建設技能者数

○60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.3%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。

○これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

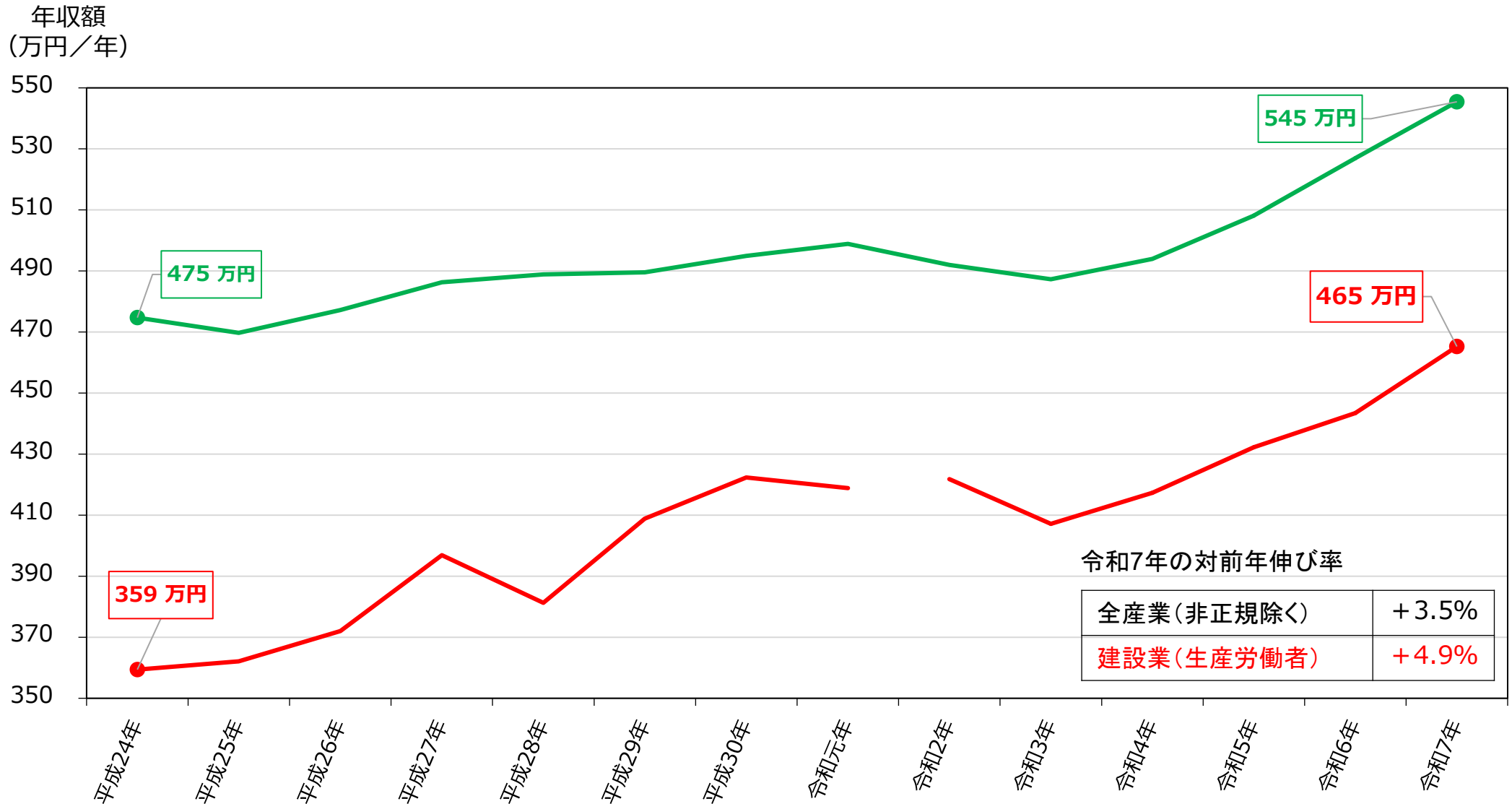
担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進めることが必要



出典:総務省「労働力調査」(令和7年平均)をもとに国土交通省で作成※

(※ グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

建設技能者の賃金の推移



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

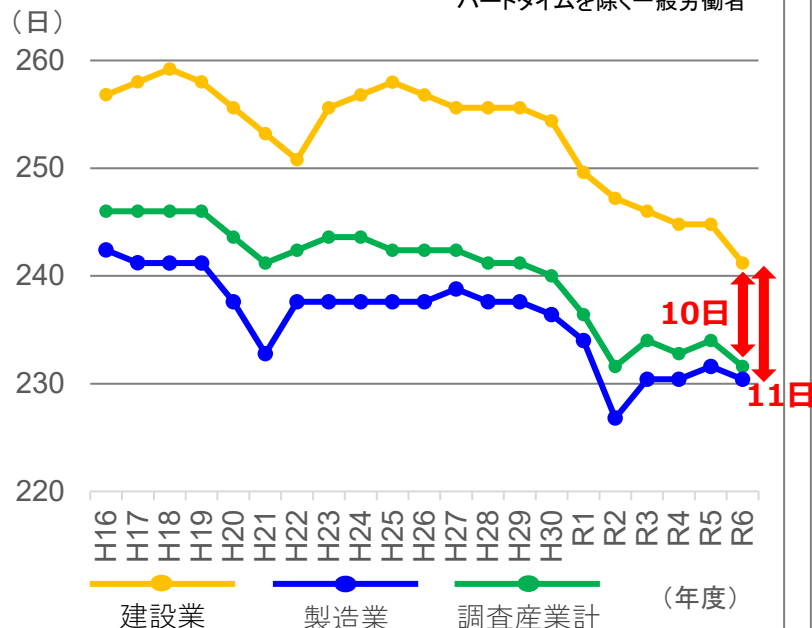
※ 年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

- ・ R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

建設産業における働き方の現状

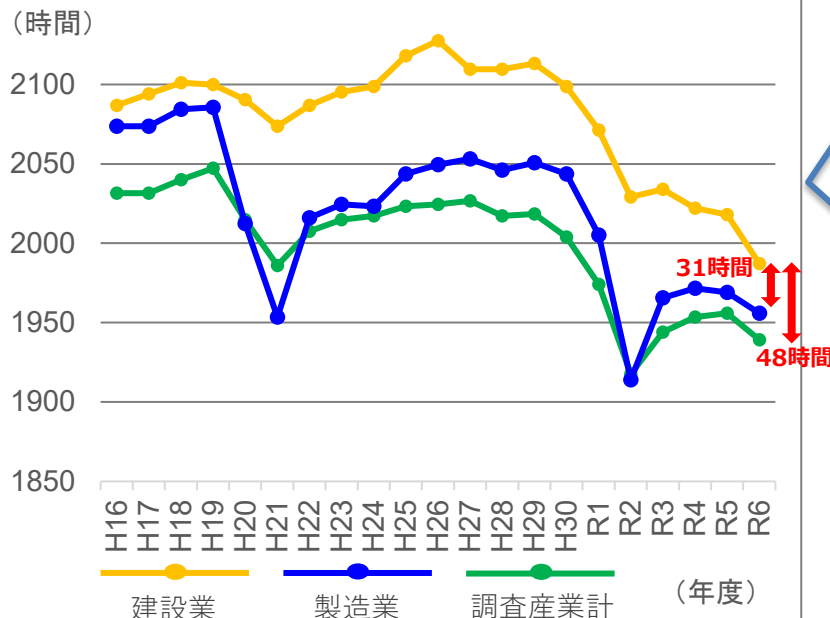
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

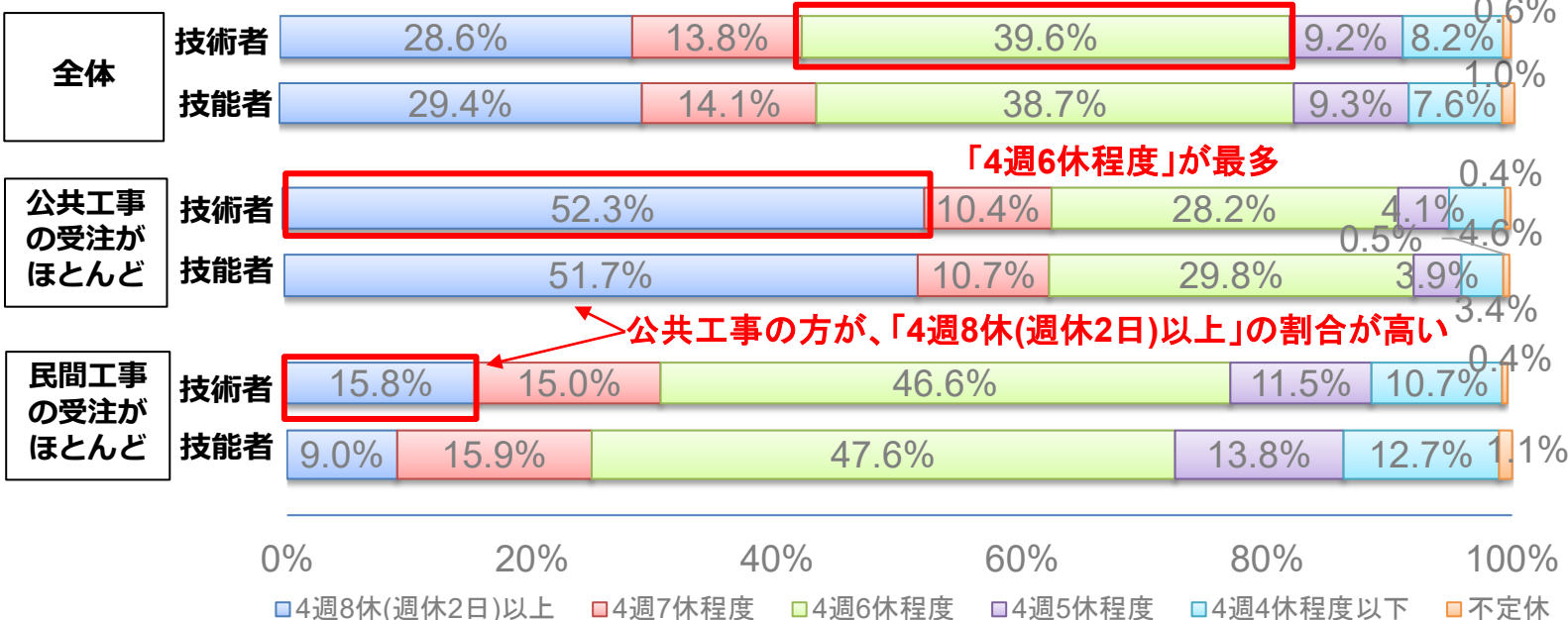
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「令和6年度 適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」

- 労働基準法の改正(平成30年6月)により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月～、中小企業は令和2年4月～適用。⇒建設業は令和6年4月から適用

	「改正労働基準法」 罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	法定労働時間(1日8時間・1週間40時間まで) <u>36協定を結んだ場合、法定労働時間を超えて協定で定めた時間まで時間外労働可能</u> ※災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合には、 労基署長の許可を受ければ、時間外労働可能(労基法33条)
36協定の 限度	【時間外労働の上限規制】 原則:①月45時間 かつ ②年360時間 例外:臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも 上回ることをできない上限を設定 a. 年720時間 b. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日労働を含む) c. 単月100時間未満(休日労働を含む) d. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限
変形労働 時間制 (労使協定の 締結が必要)	【1年単位の変形労働時間制】 *特定の季節・特定の月などに業務が忙しい場合 1日10時間・1週間52時間まで(対象期間が3ヶ月超の場合、週48時間超の週数について制限あり) *1ヶ月超1年以内の一定期間を平均し、1週間40時間の範囲にすることが必要。

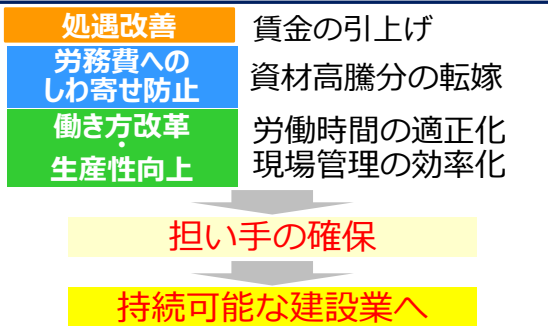
建設業においては、災害の復旧・復興の事業には、b及びcは適用されません。(労基法139条)

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)
全産業 508万円/年 (▲15.0%) 1,956時間/年 (+3.1%)
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



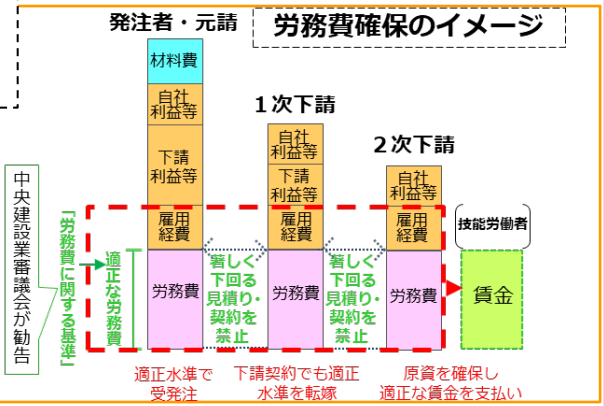
概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
→ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 「労務費に関する基準」の勧告
・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
→ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

黄色部分：令和7年12月12日施行
それ以外：令和6年施行済

令和6年施行により中建審に作成権限が付与
→ 令和7年12月2日に作成され、実施が勧告された



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

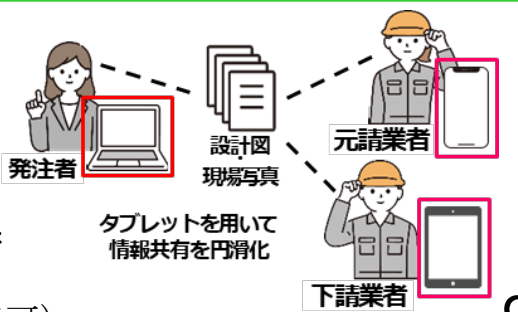
- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
→ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



令和6年12月施行の改正事項(働き方改革・生産性向上)

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

(本項目のみR7年の施行)

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、**資材の入手困難**等の「**おそれ情報**」
を注文者に**通知する義務**

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

契約後

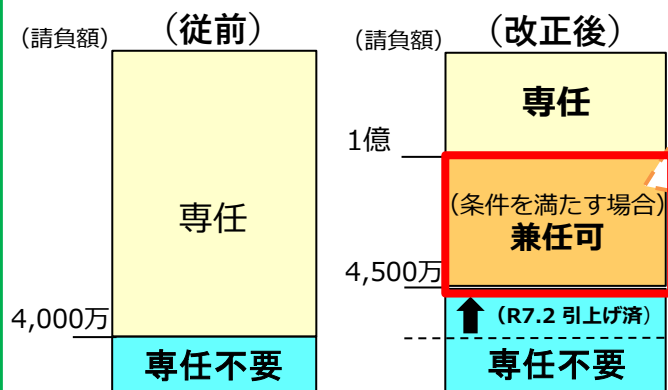
○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に工期の
変更を協議できる。

注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の
兼任**不可**

◆ 営業所専任技術者の
兼任**可**

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



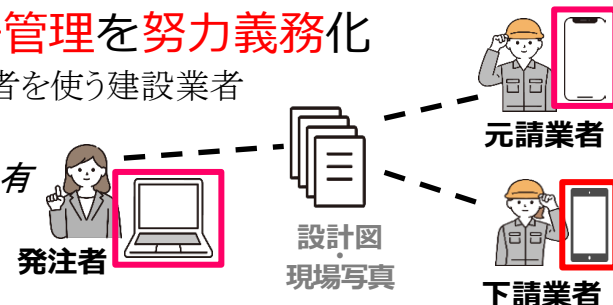
② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が**現場管理の「指針」**を作成

特定建設業者※や公共工事受注者に対し、
効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・勧告

注文者

- ◆受注者の交付した材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努力義務 **<R6改正>**
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務【現行規定】
Ex)地盤沈下、土壌汚染等に関する情報
- ◆受注者から事前通知に基づく工期変更の協議のあった場合に誠実に応諾努力 **<R6改正>**
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止【現行規定】

受注者

- ◆材料費等記載見積書（工程ごとの作業及び準備の日数の記載が必須）を作成するよう努力義務 **<R6改正>**
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務 **<R6改正>**
Ex)主要資材価格高騰、資材納入遅延等に関する情報
- ◆工期に影響を及ぼす事象が発生したときには工期変更の協議を提案可 **<R6改正>**
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 **<R6改正>**

<「著しく短い工期」で請負契約を締結した場合・・・>

- － 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**
- － **建設業者**（注文者・受注者ともに）に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**

適正な工期設定

- 適正な工期設定に向け、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）。その後、令和6年4月からの**建設業の時間外労働規制の適用**を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、**同基準を改定（令和6年3月）**。
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても**、「工期に関する基準」を踏まえ、**週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- **民間工事についても**、適正な工期が設定されるよう、関係省庁や業界団体と連携して**働きかけを実施**。

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告 令和6年3月改定）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・法定外労働時間

労働基準法における**法定労働時間**（略）を**十分理解し、その遵守を徹底**する必要がある。

・週休2日の確保

（略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保**できるようにしていくことが必要である。

公共工事に関する取組

- 国交省直轄工事では「**月単位の4週8休**」を**推進**。労務費や現場管理費等の経費を補正して予定価格に反映。また、休みを土日とした完全週休2日を実施した工事について、工事成績で加点。
- 都道府県発注工事については、「**工期を通じた4週8休相当の100%実施**」を目標に設定し、取組結果を集計・公表。必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 市町村発注工事についても、**週休2日工事の制度導入率100%**に向け、取組の推進等を要請。（目標設定や結果の集計・公表を検討中）

民間工事に関する取組

- 厚生労働省主催の会議や各種講演、民間発注者に対する実地調査等、**様々な機会を通じて、適正な工期設定について働きかけを実施**。
- 民間工事における**工期設定の状況や週休2日の確保の状況等について実態調査を実施**。また、好事例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。
- 国交大臣と建設業4団体との間で、働き方改革について、**労働時間規制の導入を踏まえて、「必要な対応に万全を期す」ことを申合せ（令和6年3月）**。

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について (優良事例集)

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第6章 その他

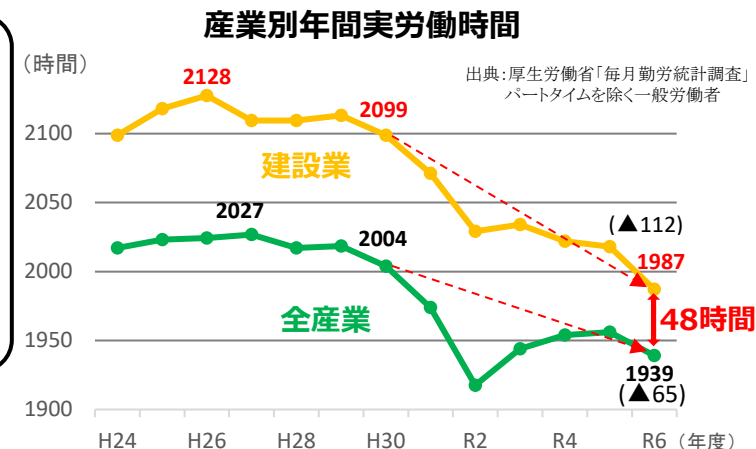
- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少したが、なお高水準。**
- 令和6年4月から適用された**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- ・リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット
(厚生労働省)



■動画による広報
(厚生労働省)

2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

- 〔直轄〕週休2日が定着。他産業と遜色ない多様な働き方を支援
- 〔都道府県〕原則全工事で週休2日を目指して取組を一層強化
- 〔市町村〕国と都道府県が連携し全市町村での導入を働きかけ

3. 適正な工期設定

- ・中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定(R6.3改定)
- <改定の主な内容>
 - 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
 - 自然要因(**猛暑日**)における**不稼働**を考慮して工期設定
- 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・適正な工期の確保、建設業従事者の処遇改善に向け、**厚労省と連名で官民発注者に要請**
- ・建設Gメンが**実地調査し、是正指導**

4. 生産性の向上

- ・労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- ・建設業従事者が活用可能なICT機器導入**支援策**の周知・拡大
- ・直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(R8.3.19)

開催概要

日時：令和8年3月19日 17:50～19:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会

全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：建設業の賃上げに向けた取組、働き方改革・生産性向上等の推進

改正建設業法の普及・定着に向けた取組状況

- 国土交通省と建設業団体との間で以下を申し合わせ
 - 技能労働者の賃上げについて、民間発注工事も含めた改正建設業法に基づく労務費の確保・行き渡りの徹底や生産性向上等の取組みを通じ、「おおむね6%の上昇」を目指すこと
 - 生産性向上について、生産年齢人口の更なる減少や昨今の工事費高騰への対応、賃上げの原資の確保などの観点から、各団体において、省人化や技術・技能の向上等による生産性向上の取組を推進すること
- 改正建設業法を民間工事や各現場に浸透・定着させていくことの重要性等について意見交換
- 大臣より「皆様のお話をしっかり受け止め、賃上げや生産性向上に向けた環境づくりを責任を持って前に進めていく。将来に希望が持てる、若者にも魅力的な「新しい時代の建設業」を、建設業団体の皆様と一緒に作り上げてまいりたい」と発言

意見交換会の様子



公共工事における週休2日の取組の普及

○都道府県における週休2日の取組(達成率)は着実に進展している

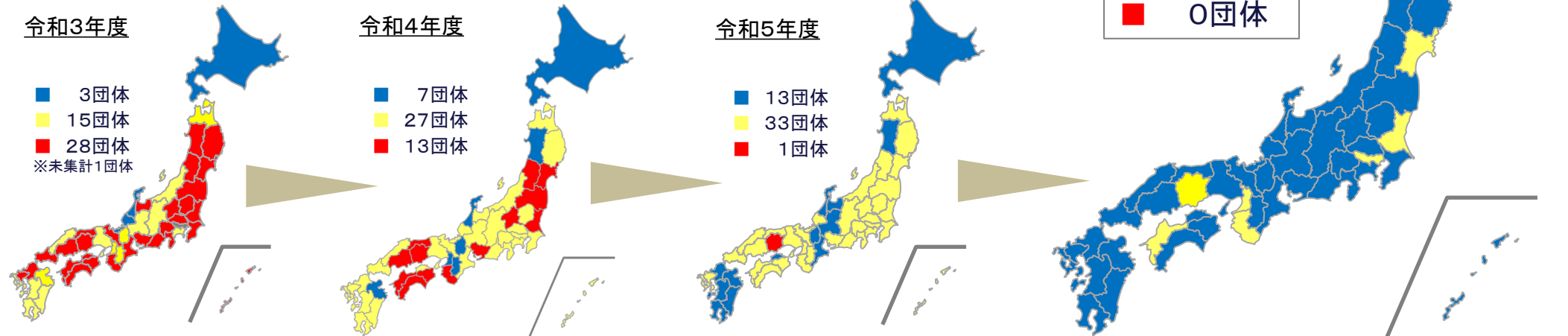
●国土交通省が独自に実施した調査にて、各都道府県から提出された回答を基に週休2日達成率について集計

$$\text{週休2日達成率} = \frac{\text{4週8休達成件数}}{\text{当該年度工事完了件数}}$$

<定義>

- ・対象期間 : 4月1日から翌年3月31日
- ・対象部局 : 土木部局、建築部局、農林部局 ※令和3年度は部局ごとの集計なし
- ・4週8休達成件数 : 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数
- ・工事完了件数 : 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く) ※令和6年度は対象期間が5日以下の短期間工事も除く

■ 75%以上 ■ 30%以上75%未満 ■ 30%未満



週休2日の取組が進んでいる主な理由等

- ・工事成績評定での加点等のインセンティブや発注者指定型での発注の原則化等により、**週休2日の意識が業界に浸透**してきたため。
- ・工事発注に際して週休2日を考慮した余裕のある工期設定を行うとともに、**施設管理者と工程等について十分な調整を行い、理解が得られるよう努めている**ため。
- ・適切な工期設定及び**工期の変更契約ができて**いるため。

週休2日の取組が進んでいない主な理由等

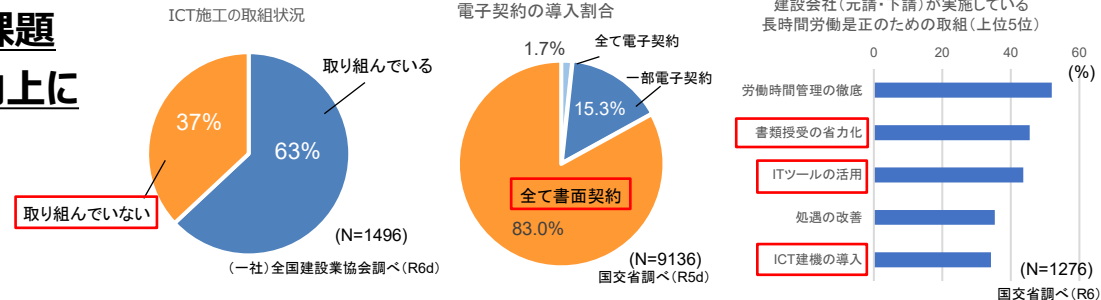
- ・**令和5年度に発注した工事の一部は、週休2日工事の対象外**としていたため(令和6年度は全て発注者指定型で発注)。
- ・**通年維持工事等を対象に令和6年度の途中から週休2日交替制工事を導入**したため、今後は達成率の上昇が見込まれる。
- ・**受注者側の理解不足**(悪天候が続いた際の工程管理の煩雑さを嫌う、下請の理解が得られない等)。

都道府県においては、週休2日工事の実施及び達成は既に一般的なものとして浸透
 今後は、市区町村における週休2日工事の更なる普及拡大を目指す

情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針(ICT指針)

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



第三次・担い手3法

- ① ICT活用による現場管理を努力義務化(特定建設業者・公共工事受注者)
- ② ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化(元請)
- ③ ICTを活用した現場管理の指針作成(国)
- ④ 公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等(公共工事発注者)

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

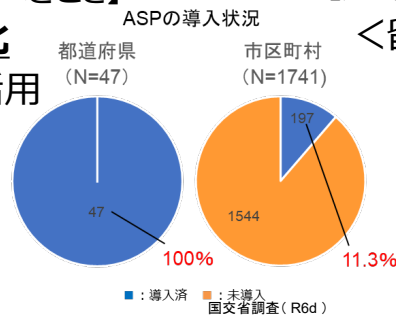
ICT指針の概要

- **建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題**
- **特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠**
- **建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠**
- **建設業者間での共同での新技術の開発・研究の促進**による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- **i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現**

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- ・ **元請・下請間の書類等のやり取りの合理化**
- ・ **CCUS、建退共電子申請方式**の積極的活用
- ・ **電子契約**等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事における**ASP**の積極的活用、**書類の簡素化**が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

＜留意点(例)＞

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上

ICT事例集(※)⇒



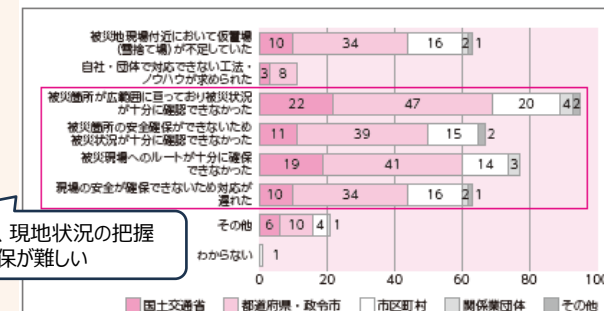
(※) 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針 (ICT指針) に関する事例集
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001851357.pdf



「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の、施工管理におけるICT技術への習熟を深め、ICT技術も活用した迅速かつ効率的な応急復旧を強力に実現できる体制を構築する

背景・課題

- ✓ 「地域の守り手」である建設業が、将来にわたりその役割を果たし続けるためには、処遇改善・働き方改革・生産性向上が不可欠であるほか、**激甚化・頻発化する各種災害に適切に対応できる能力・体制を構築・強化していくことが必要。**
- ✓ 建設業の生産性向上を支えるICT技術の開発が進展しつつあるなか、厳しい作業環境となることが多い被災地の応急復旧においてもICT機器を積極的に活用することにより、**現地作業の安全性を高めるとともに、迅速かつ円滑に対応するための環境整備を図ることが必要。**



災害時は、現地状況の把握や安全確保が難しい

災害対応時における地域建設業の課題に関する実態調査(R6.8国土交通省)
※グラフは災害対応の要請元ごとの建設業者からの回答数

事業内容

○被災地の迅速な応急復旧に資する防災訓練等を行うに際し、応急復旧活動におけるICT機器の活用を想定した訓練等を行う場合に、当該訓練等に要する費用の一部を助成

① ICT機器の選定・購入

- ✓ 応急復旧活動を想定したICT機器について、間接補助事業者にて選定・購入
- ✓ 購入した機器については、訓練の実施期間以外の期間では、平時の工事においても活用可能

② 防災訓練の実施

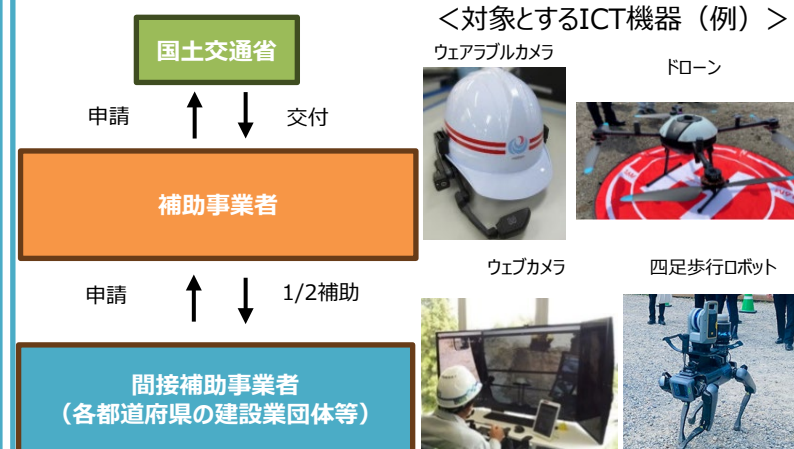
- ✓ 応急復旧に係る防災訓練において、会員企業等の作業員参加のもと、ICT機器も活用した実地訓練を実施
- ✓ 会員企業等を対象に、被災地において活用が望ましいICT機器について研修実施

ICT機器を活用した迅速な応急復旧を可能とする体制の構築

- ❖ 交代制で応急復旧に入る複数事業者間で現場状況を円滑に共有可能に
- ❖ 2次災害のリスクがある被災現場で安全性の高い施工が可能に

事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率 1 / 2 以内）
- 補助事業者：災害対策基本法第 2 条に基づき指定された指定公共機関である建設業団体
- 補助対象経費：建設業団体が実施する防災訓練に際してのICT機器の導入および発災時以外の建設現場におけるICT機器の活用に関する経費
- 事業期間：令和 7 年度～



目的

技能者の処遇

人材確保

生産性向上

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】
・本人情報
・保有資格
・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、
カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際に
カードタッチで履歴を蓄積



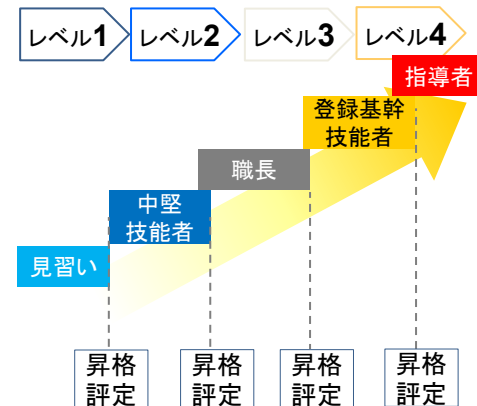
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



現場管理での活用

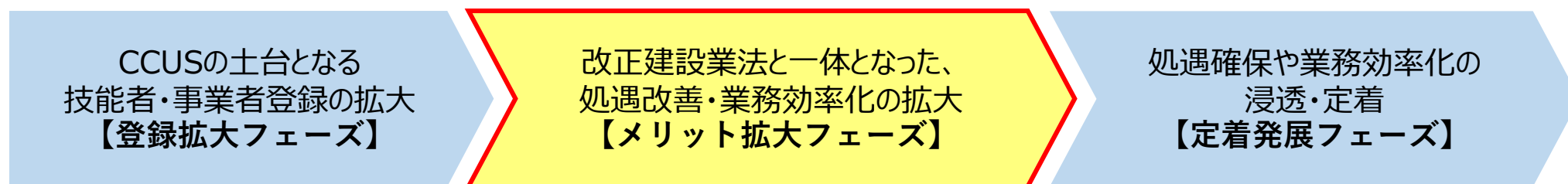
社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

CCUS 利用拡大に向けた 3 か年計画（概要）

<令和 6 年 7 月 2 4 日公表>

- これまでの 5 年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後 3 年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「3 か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

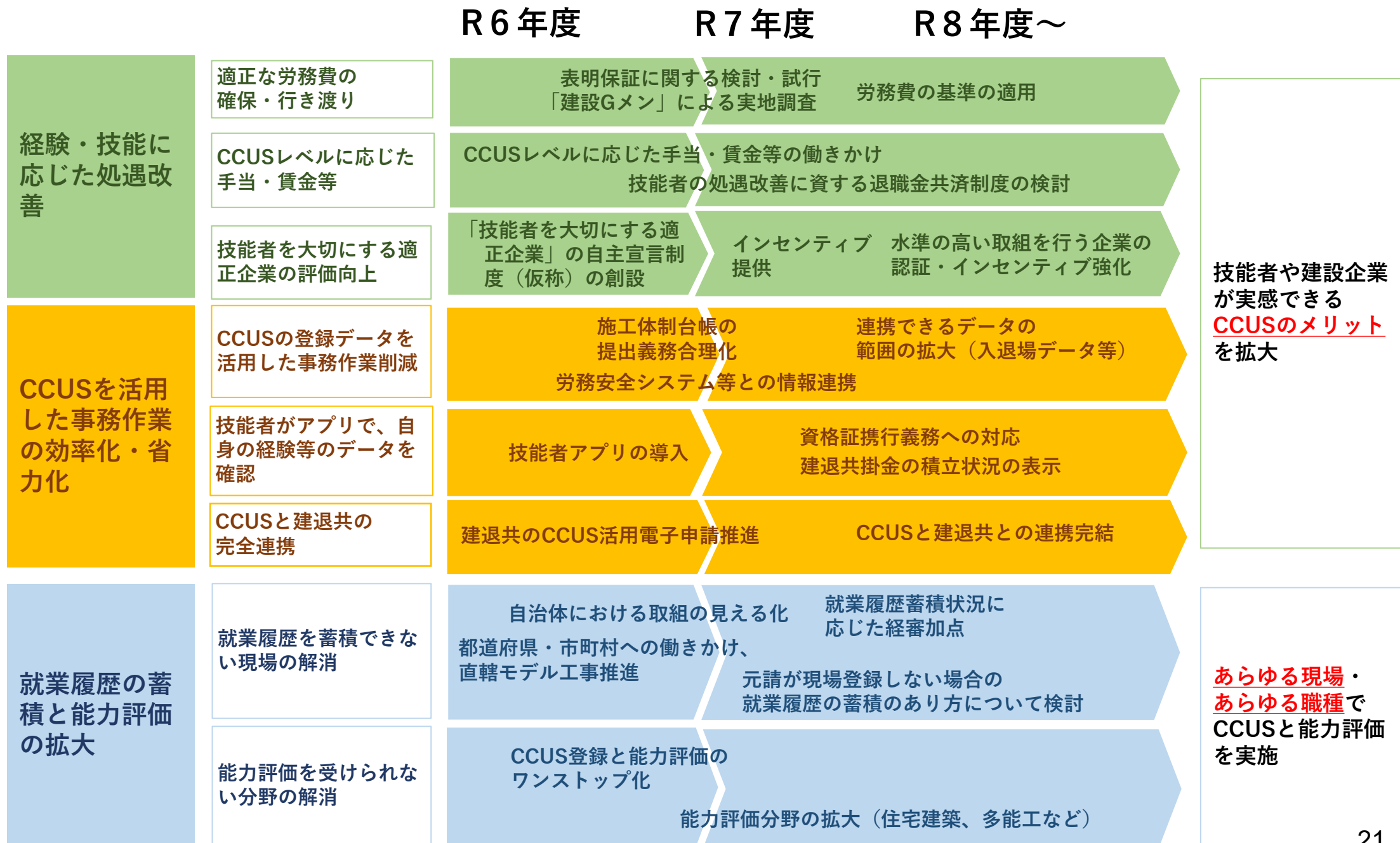
- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年 1 回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（ロードマップ）

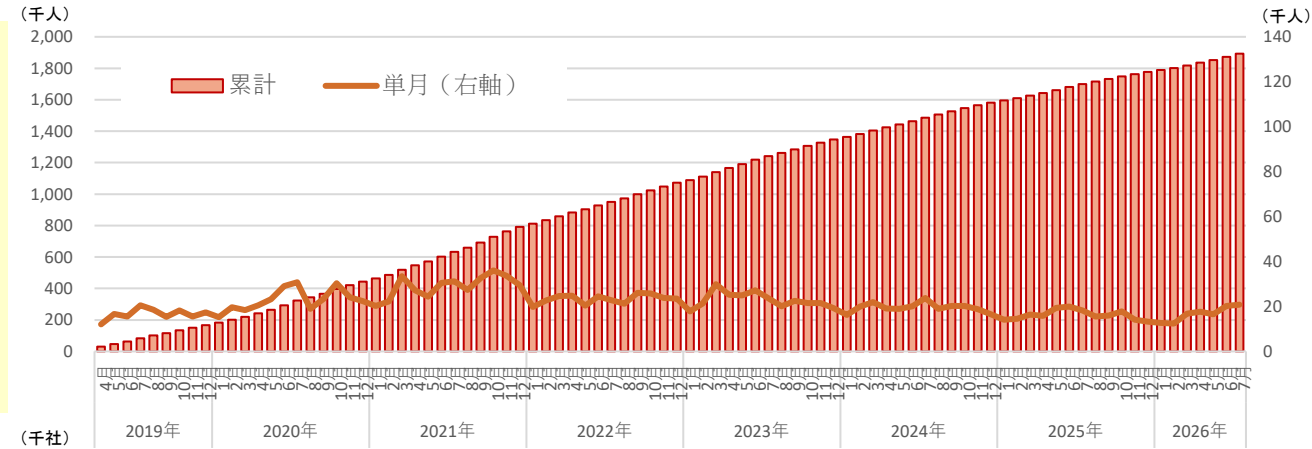
<令和6年7月24日公表>



技能者の登録数

189万人が登録

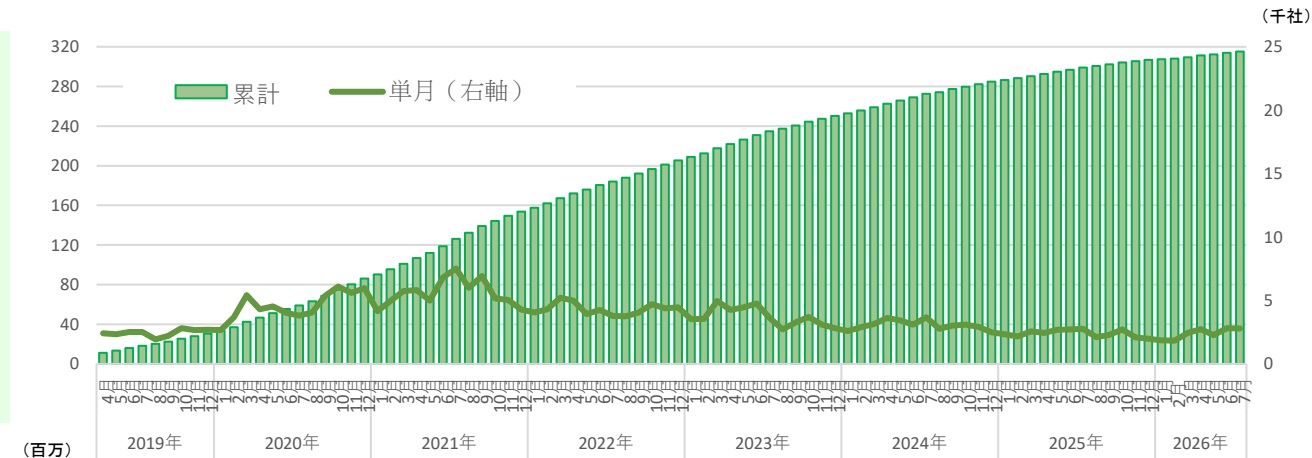
※労働力調査(R7)における建設業技能者数:296万人



事業者の登録数

31.5万社が登録

※うち一人親方は10.9万社

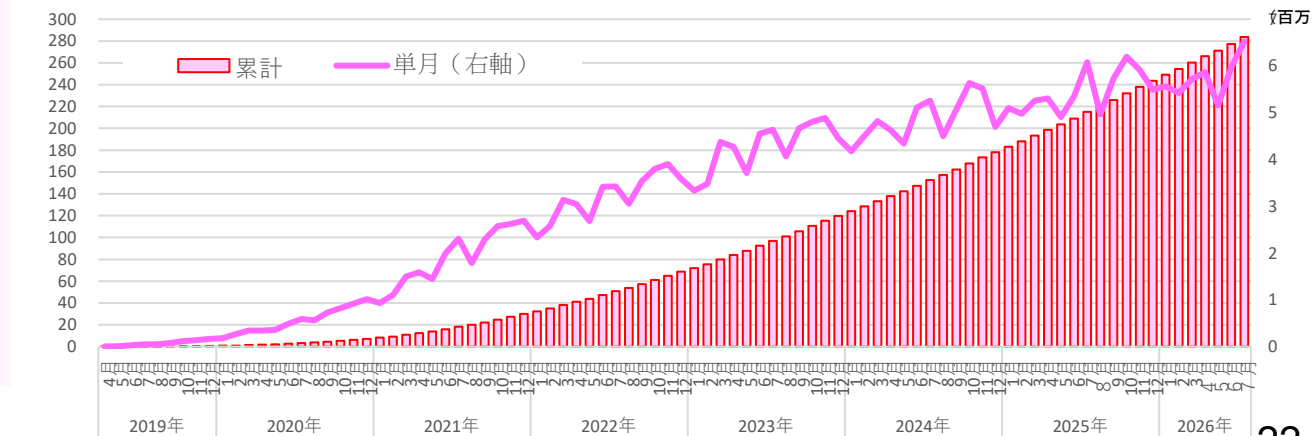


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 28,300万突破

※7月は652万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

CCUSレベル別年収の概要（令和8年4月改定）

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた**賃金の実態**を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、**若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。**
- ◎**目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。**

ブロック別（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル2（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル3（単位：万円） （標準値～目標値）	レベル4（単位：万円） （標準値～目標値）
全 国	395～535以上	444～599以上	472～664以上	572～754以上
北 海 道	363～492以上	408～551以上	434～611以上	526～694以上
東 北	417～565以上	469～632以上	498～701以上	604～797以上
関 東	418～567以上	470～635以上	500～704以上	606～800以上
北 陸	407～552以上	458～618以上	487～686以上	590～779以上
中 部	416～565以上	468～632以上	498～701以上	603～796以上
近 畿	386～524以上	435～587以上	462～651以上	560～739以上
中 国	337～457以上	379～512以上	403～568以上	489～645以上
四 国	362～491以上	408～550以上	433～610以上	525～693以上
九州・沖縄	383～519以上	431～581以上	458～644以上	555～732以上
参考①特殊作業員	416～563以上	468～631以上	490～692以上	603～792以上
参考②普通作業員	350～473以上	393～530以上	412～581以上	506～665以上

＜算出条件＞・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成

建設業政策におけるCCUSの位置づけ・利活用

- CCUSを取り巻く環境は、1. 第3次・担い手三法の施行、2. 育成就労制度の導入、3. 建退共制度の見直しにより、**本格運用開始以来の大変革期**を迎えている。
- CCUS**能力評価の位置付けは大幅に強化**され、**業界共通のインフラ**としての役割はより一層重要に。

建設キャリアアップシステム (CCUS)



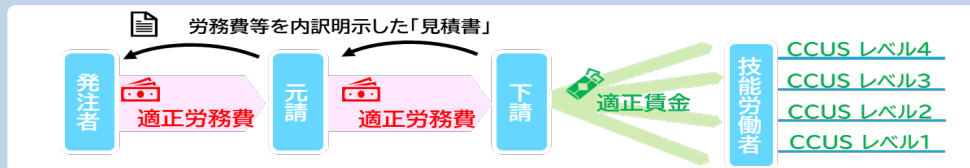
1. 第3次・担い手三法の施行

- 建設業者に対し、労働者の**知識、技能等の評価に基づく賃金支払い**等を行うことを努力義務化

労務費に関する基準

①「CCUSレベル別年収」

- 「目標値」と「標準値」の2つの水準の値を設定
- 「目標値」を**適正な賃金としての支払いを推奨**
- 「標準値」を下回る支払いは、労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認



②「自主宣言制度」

- **CCUS活用**が必須項目の1つ
- 雇用する**技能者のCCUS詳細登録**が必須
- 自主宣言を行うことで経審において加点



2. 育成就労制度の導入

- 育成就労も、**企業はCCUSを登録、労働者はCCUSに登録していることが必須**
- 技能実習に比べ、**キャリアパスとしての活用**がより重要に
- 「外国人就労管理システム」、入管庁の「在留情報」と**CCUSを連携**

3. 建退共制度の見直し

- 建退共の**電子申請システムとの連携**により、**CCUSタッチで建退共掛金が蓄積**
- 退職金1,000万円以上を目指して、**複数掛金制度においてCCUSレベル**の活用を検討

建退共

建設業に関する各種相談窓口

建設業の法令違反に関する通報窓口

1 駆け込みホットライン

R7.12より、時間・場所を問わずスマートフォン等から、建設業法違反の疑いがある取引行為についての情報提供が可能となる「駆け込みホットライン情報収集フォーム」を開設

＜駆け込みホットライン チラシ＞

＜駆け込みホットライン パンフレット＞

請負契約における建設業法違反のおそれあれば、駆け込みホットラインまで！

あなたの周りに建設業法違反はありませんか？

365日、24時間、いつでも、どこからでも情報収集フォームから違反情報の提供が可能です！

建設業法違反の内部に関する通報が増えます

建設業法違反のおそれがある取引行為がご報告ください。

駆け込みホットライン情報収集フォーム

建設業法違反のおそれがある取引行為がご報告ください。

建設業法違反のおそれがある取引行為がご報告ください。

建設業に関する総合的な相談窓口

2 建設業フォローアップ相談ダイヤル

TEL 0570-004976

E-mail: hqt-kensetsugyo110@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】10:00～12:00, 13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただきたいと思います。

令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。ネーブルプリントのアドレスをご活用ください。



品確法運用指針、新労務単価、社会保険加入対策等建設業に関する様々な相談を受け付けます！

TEL 0570-004976

受付時間 10:00～12:00 13:30～17:00

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課

請負契約に関するトラブルの相談窓口

3 建設業取引適正化センター

センター
東京

TEL 03-3239-5095

FAX 03-3239-5125

E-mail: tokyo@tekitori.or.jp

センター
大阪

TEL 06-6767-3939

FAX 06-6767-5252

E-mail: osaka@tekitori.or.jp

相談料
無料

建設業取引適正化センター

センター東京

センター大阪

建設業取引適正化センター

TEL 03-3239-5095

FAX 03-3239-5125

E-mail: tokyo@tekitori.or.jp

TEL 06-6767-3939

FAX 06-6767-5252

E-mail: osaka@tekitori.or.jp

【受付時間】

9:30～17:00

(土日、祝日、年末年始を除く)

建設業取引適正化センター

検索

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

建設業法セミナーに関する窓口

4 建設業法セミナー

- 『建設業者のための建設業法』や『適正な下請契約（建設業法令遵守ガイドライン）』等のテーマで講師を派遣します。
- また、『建設キャリアアップシステム』、『社会保険の推進』といった、最近の建設行政における話題等に関しても説明しています。

TEL : 092-471-6331 (代表) 内線 6142,6160

http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#suisin

担当：九州地方整備局 建政部 建設産業課
人材支援係

九州地方整備局 建設業法セミナー

検索

講師を派遣します！
建設業法セミナー

～建設業の発展と持続～

『建設業者のための建設業法』や『適正な下請契約（建設業法令遵守ガイドライン）』等のテーマで講師を派遣します。

また、『建設キャリアアップシステム』、『社会保険の推進』といった、最近の建設行政における話題等に関しても説明しています。

この機会に建設業法等についての理解を深めてみましょう！

対象 建設業に属する団体で九州内に本部または支店がある団体（複数の事業者で構成する協力会等含む）

会場 九州地方整備局 建政部 建設産業課

講師 建設業法専門家

内容

- 『建設業法』の解説
- 『適正な下請契約（建設業法令遵守ガイドライン）』
- 『建設キャリアアップシステム』
- 『建設分野における外国人材の受入れ』
- 『建設分野における社会保険の推進』

費用 参加費は無料です。お申し込みは無料です。

申し込み 申込書に必要事項を記入し、お申し込みください。お申し込みは、お申し込みの日の10:00～17:00までです。お申し込みは、お申し込みの日の10:00～17:00までです。

お問い合わせ 九州地方整備局 建政部 建設産業課 人材支援係

TEL : 092-471-6331 (代表) 内線 6142,6160 FAX : 092-471-6331

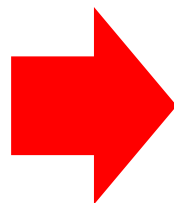
（資料：企画部） 河川・道路等工事における取り組み

3 K

× きつい

× 汚い

× 危険



新3K

○ 給与

- ・ 実勢を反映した積算基準

○ 休暇

- ・ 週休2日モデル工事
- ・ 適正な工期設定指針

○ 希望

- ・ i-Constructionの推進
- ・ インフラ分野のDX
- ・ 中長期的な発注見通しの公表



○ かっこいい

新3Kを実現するための直轄工事における取組

- 建設業の新3K（給与・休暇・希望）を実現するため、国土交通省直轄工事において各種モデル工事（総合評価や成績評定での加減点）などの取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

給与

□「労務費見積り尊重宣言」

促進モデル工事★

- 日建連による「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、下請企業からの労務費見積を尊重する企業を、総合評価や成績評定において優位に評価。
 - R2.1月より大規模工事を対象に、関東地整で先行的にモデル工事を発注。
 - R2年度は全国でモデル工事を発注。
- ＜R3年度契約件数＞
- ✓ 促進モデル工事：34件

□CCUS義務化モデル工事等★

- 新たに、一般土木において、CCUS活用の目標の達成状況に応じて成績評定を加減点するモデル工事を発注。
- ＜R3年度の契約件数＞
- ✓ 義務化モデル工事：65件
 - ✓ 活用推奨モデル工事：94件

休暇

□週休2日対象工事★

- 週休2日の確保状況に応じて、労務費等を補正するとともに、成績評定を加減点する「週休2日対象工事」を発注。
- ＜これまでの実績＞
- ✓ 165件(H28年度)
 - 1,106件(H29年度)
 - 2,745件(H30年度)
 - 4,450件(R1年度)
 - 6,853件(R2年度)
 - 7,300件(R3年度)

□適正な工期設定指針

- 適正な工期を設定するための具体的・定量的な指針をR2.3に策定・公表。
- ＜主な内容＞
- ✓ 施工実日数のほか、準備・後片付け期間、休日、天候等を考慮
 - ✓ 余裕期間制度の原則活用
 - ✓ 受発注者間の工事工程の共有

希望

□i-Constructionの推進★

- 建設現場の生産性を向上するため、必要経費の計上とともに総合評価や成績評定を加減点する「ICT施工」を発注。
- ＜これまでの実績＞
- ✓ 584件（36%）（H28年度）
 - 912件（42%）（H29年度）
 - 1,104件（57%）（H30年度）
 - 1,890件（79%）（R1年度）
 - 2,396件（81%）（R2年度）
 - 2,264件（84%）（R3年度）

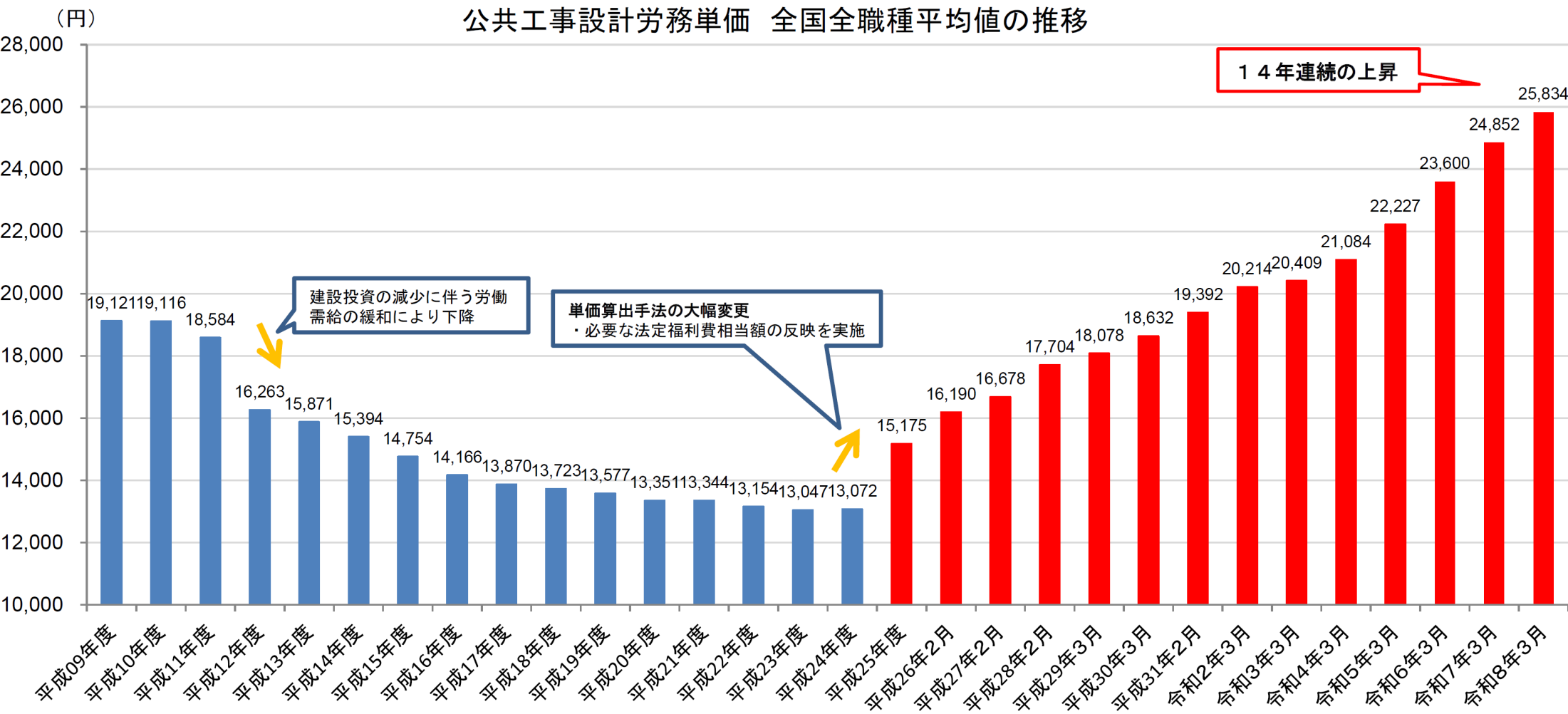
□中長期的な発注見通しの公表

- 改正品確法を踏まえ、R2年度より中長期的な工事発注見通しを作成・公表。

□誇り・魅力・やりがいの醸成

- 建設業のリブランディングに向けた提言をR2.1にとりまとめ。

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について(令和8年2月17日記者発表)



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

ポイント

- ・ 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

全 国

全 職 種 (**25,834円**) 令和7年3月比; **+4.5%**

主 要 1 2 職 種 ※ (**24,095円**) 令和7年3月比; **+4.2%**

主要12職種

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

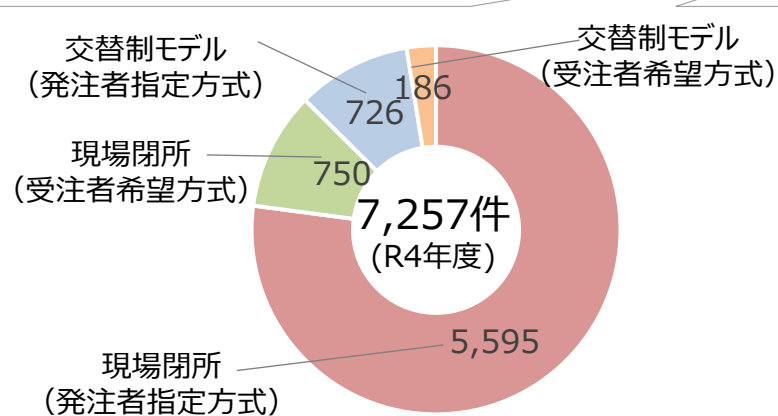
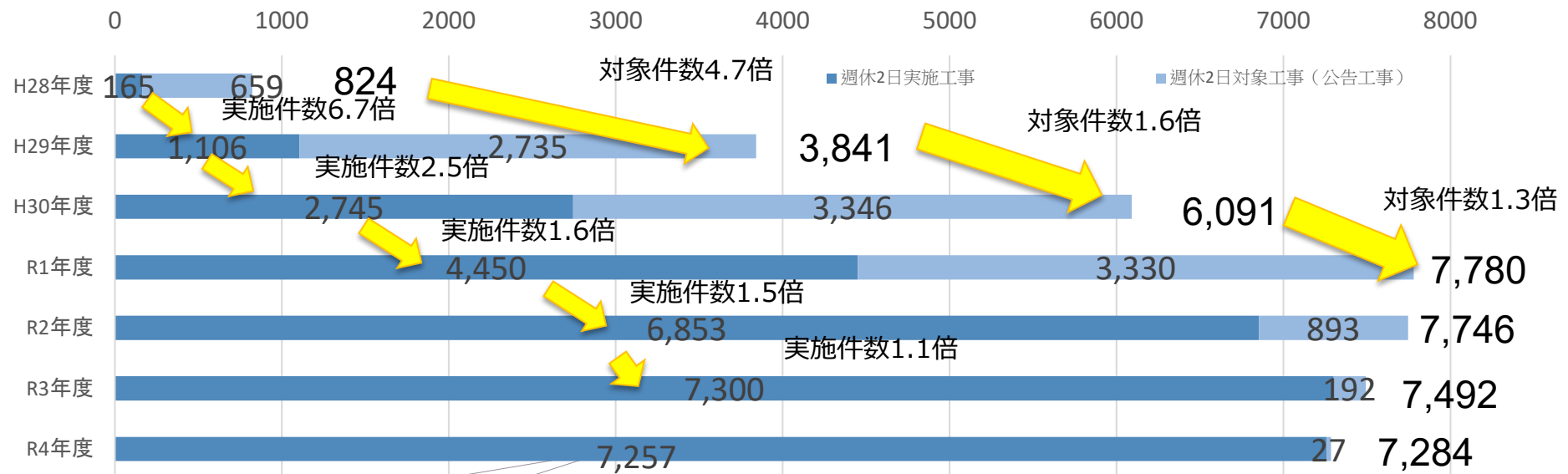
職種	全国平均値	令和7年3月比	職種	全国平均値	令和7年3月比
特 殊 作 業 員	28,111円	+4.3%	運 転 手 (一 般)	25,275円	+2.9%
普 通 作 業 員	23,605円	+3.0%	型 わ く 工	31,671円	+5.0%
軽 作 業 員	18,605円	+2.9%	大 工	30,331円	+3.1%
と び 工	30,780円	+4.0%	左 官	30,508円	+4.1%
鉄 筋 工	31,267円	+4.6%	交通誘導警備員 A	18,911円	+5.8%
運 転 手 (特 殊)	29,442円	+4.8%	交通誘導警備員 B	16,749円	+6.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

週休2日対象工事の実施状況

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況（直轄）



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)	7,284 (7,257)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

※令和5年3月末時点
 ※令和4年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾・空港除く）
 ※令和4年度の実施率には取組協議中の件数も含む

週休2日に関する九州地方整備局の取組 (官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く)

○土木工事共通仕様書(令和8年3月)にもとづき、週休2日の取組は継続し受注者から監督職員に報告することとするが、完全週休2日(土日)・月単位・通期、現場閉所又は交替制(技術者及び技能労働者が交替)等の取組内容は、現場の実情に応じて受注者において適宜設定できるものとする。

※直轄土木工事は「工事における週休2日の取得に要する費用について(試行)」等による試行は完了とし、費用は計上しない。

【参考】土木工事共通仕様書における「週休2日の対応」の記載

受注者は、週休2日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、週休2日は、土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえて、その取組の質の向上に努めなければならない。

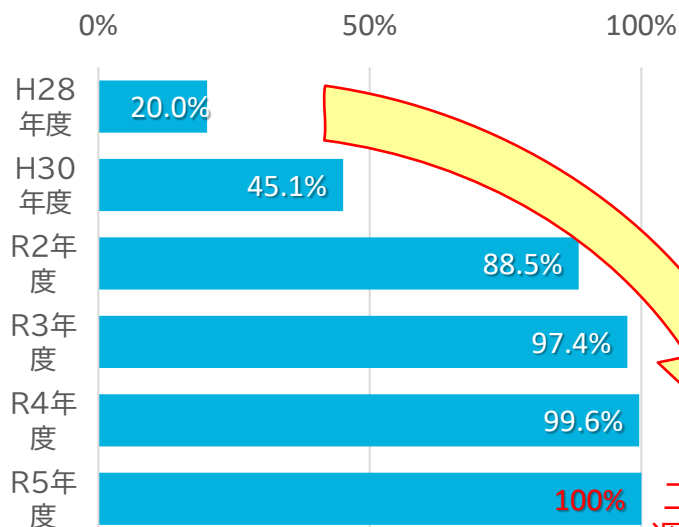
これまでの週休2日の推進と今後の働き方のあり方

H28～R5
週休2日の取組の拡大

R6～R7
週休2日の質の向上

R8～
多様な働き方の実現

週休2日工事(工期全体)の実施率(直轄)



工期全体の
週休2日達成

R6～
月単位の週休2日制を推進

R7～
週単位の週休2日制を含む
多様な働き方を推進

月単位・週単位の週休2日が
達成できることを確認

週休2日としての働き方

気候(猛暑対策等)を踏まえた働き方

変形労働時間制を適用した柔軟な働き方

ICT・DX等を活用した効率的な働き方

担い手の多様化に合わせた働き方

(参考)週休2日制適用工事の概要※令和8年3月31日以前の公告工事が対象

■完全週休2日Ⅰ型とⅡ型の比較

令和7年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用

		完全週休2日（土日）Ⅰ型 完全週休2日交替制Ⅰ型	完全週休2日（土日）Ⅱ型 完全週休2日交替制Ⅱ型	摘要
積算	当初	「完全週休2日（土日）」 もしくは 「完全週休2日交替制」 （以下、完全週休2日）の補正で積算	同左	
	変更	「完全週休2日（土日）」未達成、希望しない の場合は、 「月単位の週休2日」 の補正係数に変更 「月単位の週休2日」未達成 の場合は補正無し	「完全週休2日（土日）」未達成、希望しない の場合は、 「月単位の週休2日」 の補正係数に変更 「月単位の週休2日」未達成、希望しない の場合は補正無し	
工事成績 評点	減点	明らかに受注者側に 月単位の週休2日 に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	明らかに受注者側に 通期の週休2日 に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	
	加点	実施しない	同左	

○週休2日の定義

用語	定義
完全週休2日 (土日閉所)	対象期間において、 土日 を現場閉所し 4週8休以上の現場閉所を行った と認められる状態をいう
週休2日 (現場閉所)	対象期間において、 4週8休以上の現場閉所を行った と認められる状態をいう
週休2日 (交替制)	技術者及び技能労働者が 交替しながら4週8休以上の休日 を確保する取組をいう

○週休2日工事とは

用語	定義
月単位の週休2日 適用工事 (現場閉所)	全ての月で週休2日の現場閉所に取り組み 、現場閉所の達成状況に応じて経費の補正を行う工事
通期の週休2日 適用工事 (現場閉所)	対象期間内において、週休2日の現場閉所に取り組み 、現場閉所の達成状況に応じて経費の補正を行う工事
月単位の週休2日 交替制適用工事	全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に取り組み 、休日の確保状況に応じた経費の補正を行う工事
通期の週休2日 交替制適用工事	対象期間内において、技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に取り組み 、休日の確保状況に応じた経費の補正を行う工事

「月単位で週休2日を達成した工事」の判定

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）により、達成状況を確認。

「月単位で週休2日を達成した工事」

→対象期間において、全ての月毎に4週8休(28.5%以上)を達成している工事

「月単位で週休2日を達成した工事」

1月 黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日／31日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日／28日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→29.0%(9日／31日)

「月単位で週休2日を達成していない工事」

1月 黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日／31日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日／28日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→22.5%(7日／31日)

30.0%
(27日／90日)
※工期全体では
達成している

なお、暦上週2日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%以上)を達成しているものと見なす。

(例1)

黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.8%(8日／31日)

→現場閉所8日≧土日計8日

→月単位で4週8休を達成

(例2)

期間対象外

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.0%(3日／12日)

→現場閉所3日≧土日計2日

→月単位で4週8休を達成

(例3)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※「週」は、日曜日から土曜日の7日間とし、工期始期・終期、年末年始休暇、夏季休暇などにより、7日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。

直轄土木工事における適正な工期設定指針【概要】

- 労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用。
- 品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられた。
- こうした中で、国土交通省直轄土木工事において、率先して適正な工期を設定するため、本指針を策定する。

工期設定指針の構成

(1) 工事発注段階

- ① 全体工期に含むべき日数・期間の設定

〔 余裕期間、準備期間、施工に必要な実日数 〕
〔 不稼働日、後片付け期間 〕

- ② 「工期設定支援システム」の活用
- ③ 工期設定の条件明示等

(2) 施工段階

- ① 工事工程クリティカルパスの共有
- ② 工期延期に伴う間接工事費の変更

(3) 工事完成後

- ① 実績工事工程の収集

<対象工事>

国土交通省直轄土木工事（港湾・空港除く）を対象
 通年維持工事や随意契約を適用する応急復旧工事を除く

余裕期間制度

○ 実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度

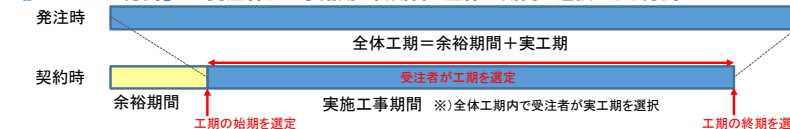
①「発注指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式

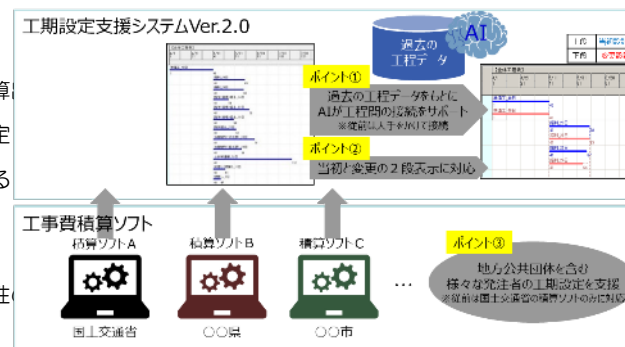


工期設定支援システムの活用

○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性チェック



※令和8年3月31日以前の公告工事が対象

閉所と交替制の柔軟な活用(R5～)

○該当工事があれば技術管理課へ相談

⇒・週休二日(現場閉所)の工事において、受注者に責めの無い事象(災害等)により、工期の一部期間で「交替制」とせざるを得なかった場合、通常は残工期は「交替制の補正係数」が適用(≒減額)されるが、当該試行工事では当初の「閉所」の補正率を計上

災害の発生により
週休2日の閉所が
困難に

R5	通期の閉所→通期の交替制	閉所の補正率のまま
R6	月単位の閉所→月単位の交替制	閉所の補正率のまま
	通期の閉所→通期の交替制	

工期	4月	5月	6月	7月	8月	...
週休2日の 実施方法 (当初予定)	閉所	閉所	閉所 交替	閉所	閉所	...



従来:

「現場閉所」の補正率を「交替制」の補正率へ変更(≒減額)

試行工事:

「現場閉所」の補正率のまま(※受注者の責ではない場合に限る)

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

R7.12.23 記者発表

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001275.html

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2～1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書の作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

働き方改革(罰則付き時間外労働規制)に向けた九州地整の新たな取り組み

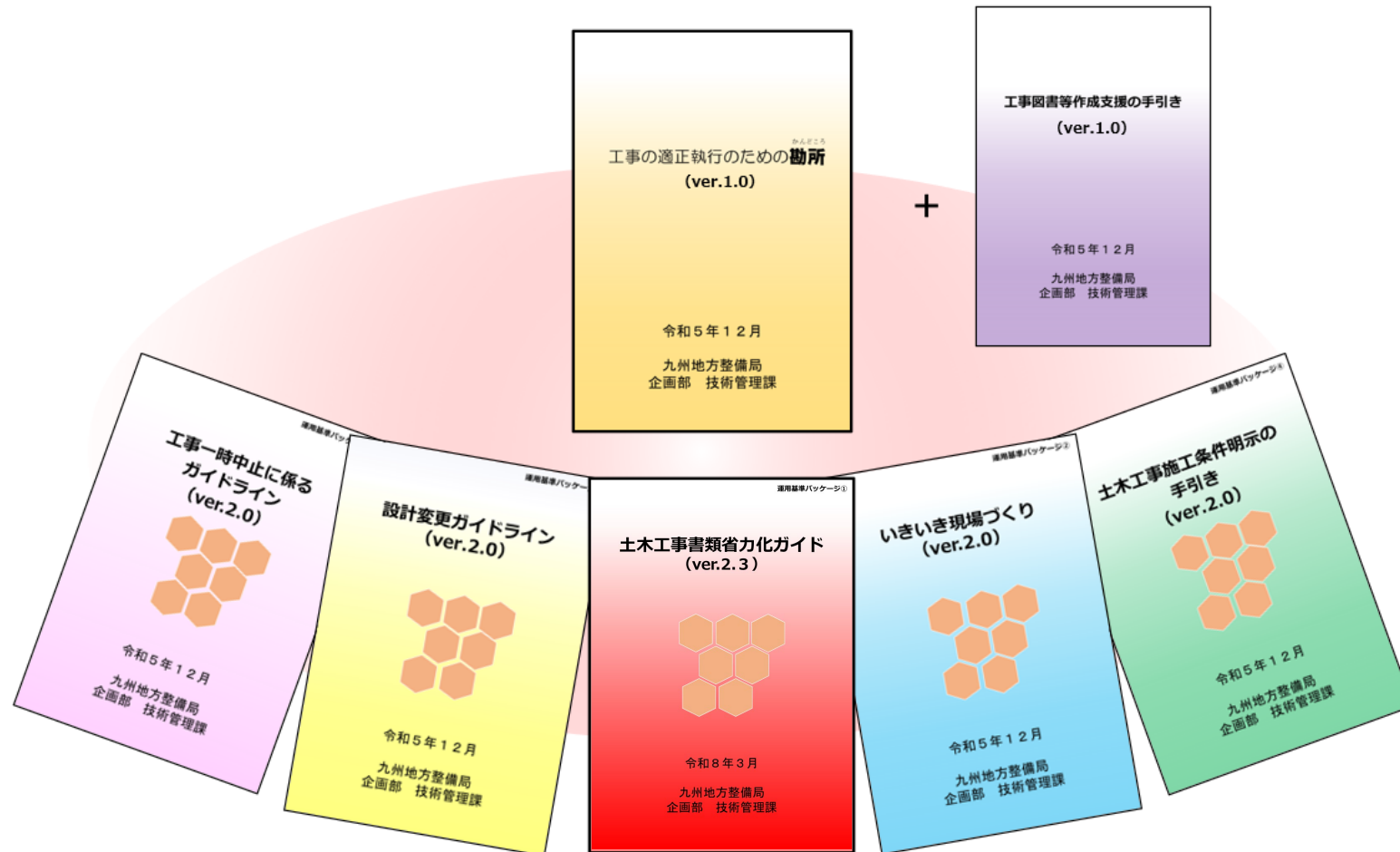
①生産性向上（≒時間外労働削減）を実感するための運用基準の再構築

- ⇒ ・ 5つの運用基準の改正とパッケージ運用【通称：5（ファイブ）ルール】
- ・ 上記基準の適正運用を促すポイント集【通称：勘所】

②2024問題に特化した“OODAループ”による集中管理

- ⇒ ・ 5ルールの周知や運用状況の確認、改善点などの情報収集と必要により迅速なフォロー

※取り組み内容は、九州地方整備局HP内で公開(URL: https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html)



工事の適正執行のための^{かんどころ}勘所

I. 品確法に定められた、『発注者の責務』を再認識しましょう！

- **予定価格の適正な設定**（必要な費用の計上、見積りの活用）
- **歩切の根絶**（現場状況に即した積算）
- **低入札価格調査基準価格**（自治体：最低制限価格）の設定・活用の徹底等
- **施工時期の平準化**（国債、繰越活用）
- **適正な工期設定**（週休2日制・雨天率・作業不能日設定、1班作業工程）
- **適切な設計変更**（適切な工期確保（延期）・適切な増額変更）
- **発注者間の連携体制の構築**（三者会議、設計変更協議会等に判断できる者が参加）

Ⅱ. 適正執行のための“勘所”を確認してください！

建設産業の新たな課題である“長時間労働の是正”や“生産性向上”に対応するため、令和元年に「担い手三法（品確法／建設業法／入契法）」が改正された。一方、令和6年4月から改正労働基準法により罰則付き時間外労働規制が建設業にも適用されることから、受発注者間に内在する課題が顕著化することが懸念される。

そこで、発注者の責務として明確化された事項等に大きく反した運用とならぬよう、発注者として適正執行に努めるべく運用の“勘所(かんどころ)”を以下にまとめた。

設計段階

◆ 「工期」「価格」は適切か？

- ☐_工期設定支援システムを活用し、**複数班施工等の工事は、必要な経費を計上**
- ☐_地域の実情等(出水期、地域の祭り、片付け等)に応じて**必要な作業不可日を計上**
- ☐_平準化・余裕を勘案し工期設定(繁忙期避け)国債等を積極活用(**余裕工期を原則設定**)
- ☐_標準歩掛が適用できない現場は、**見積により現場条件に応じた価格設定**

◆ 変更対応も視野においた条件明示を！

- ☐_着手後の変更も想定した上で、**事前に明確にしておくべき当初条件も記載**
- ☐_施工条件明示チェックリスト、**施工条件確認シート**の内容を組織的にチェック

施工段階

◆ 日々のコミュニケーションによる“ものづくり”

- _ **工事工程クリティカルパスを共有**し、受注者の責によらない工程に影響する事案発生の場合は**工期及び費用を適正に変更**
- _ 先ずは当該工事に関する設計の考え方と課題を**現場技術員(監督補助)も含めて共有**
- _ 事業は段取り八分。**ワンデーレスポンス(回答時期の明確化を含む)を徹底**
ウィークリースタンスを適用
 - ①依頼日・時間及び期限に関すること
 - ②会議・打合せに関すること
 - ③業務時間外の連絡に関すること

◆ 円滑な協議対応

◆ 設計変更資料の役割分担

- _ 必要以上の情報を求めぬよう、**早々に設計変更協議会等で技術副所長等を含めて議論**
- _ 上記会議では**資料作成等の役割分担を明確化**
- _ 発注者自ら作成すべき資料でやむを得ず作成できない場合は、**必要な経費を計上したうえで第三者を活用** ……………【別途「工事図書等作成支援の手引き」参照】

完成時

◆ 完成検査

- _ 契約事項を理解したうえで、**「検査書類限定型」(10書類)を活用した工事検査**

IV.現場における留意点

【工事内容に見合う対価】

■変更が3割を超えたことを理由に「設計変更に応じない」「打ち切り竣工」などはあってはならない

⇒○目的物の構造特性や現場条件等から分離発注が難しく一体不可分なものについては、当該工事にて適切に（増工）設計変更を行う。

○そのためには、指示内容の費用を把握した上での予算管理が行えるよう、現場（出張所長・建設監督官）と発注担当課は常に情報共有

注意：・設計変更協議会で変更内容を確認、両者納得の上で変更

■変更において、一方的な当初数量減は厳に慎むこと

⇒○当初発注の前提条件でもある「数量」を大幅に変更する事は、当初発注時の「入札の公平性」にも影響

○やむを得ず数量減とせざるを得ない場合においては、事前に受注者への丁寧な説明と対等な立場での議論により合意を得ること

注意：・設計変更協議会で変更権限のある職員の下、内容の確認を行うこと

■過去の変更事例に関わらず、適切な理由で現場施工されたものは設計変更の対象とする

⇒○品確法に定められている発注者の責務として「適切な設計変更（適切な工期確保・適切な増額変更）」から、受注者の責によらない必要な施工に対しては相応の対価を支払う必要がある

○一方で、設計変更には施工条件変更理由が必要であることから、当初発注時の「条件明示」や契約後の「工事工程のクリティカルパスの共有」は重要である

注意：・施工上、必要な内容等については契約上、協議に基づき変更の対象とする

IV.現場における留意事項

【生産性向上】

■運搬可能な規格の製品であれば、現場打ちとの経済比較なしでプレキャストを採用してよい

⇒○中型までのプレキャストであれば、特車等により運搬可能なものは、原則、二次製品を採用
ただし、現場・運搬条件等によっては、採用出来ない場合もあり得る

○大型プレキャストの場合は、VFM比較(例えば、工期/技能者数/安全性/施工日数/休暇日数/メンテナンス費用/環境負荷/景観/早期完成効果/地域特性etc)により有利であればプレキャストの導入が可能

注意：・施工者からプレキャスト活用の提案がなされた場合、従来であれば「承諾」による施工であったが、中型までの一般的な製品であれば変更可能

【心配であれば技術管理課へ相談】

【技術者交代】

■やむを得ない事情や一定の区切りが認められる場合は、監理技術者は交代してよい。

⇒○以下の途中交代の要件を満たせば交代が可能

- ①病気・死亡・退職等、やむを得ない場合(時期を問わず途中交代が可能)
- ②受注者の責によらない契約事項の変更(工期延長)を伴う場合、交代が合理的な場合
- ③工程上一定の区切りと認められる(品質・出来形管理が必要な工種完了)場合

注意：・交代前後の監理技術者は、同等以上技術力確保が必要。

・同等以上の技術者配置が出来ない場合は、競争参加資格満足すれば、交代可能。
なお、その際に後任技術者が前任技術者と同等とならなかった場合、前任技術者と同等の技術力により工事が実施されれば、工事評点の減点は行わない。

適切な設計変更のために① ～施工条件明示の徹底～

- 工事によっては明示する条件の不足や不明瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケースが見受けられる。

業界団体からの意見

- 借地が必要であるのに、明記されていない。
- 概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
- 支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない 等

- 適切な条件明示の徹底を図るため、「土木工事施工条件明示の手引き (Ver. 2.0)」を作成し、令和5年12月に事務所に通知。

具体的な明示例

- 用地関連(借地に関する条件の明示)
⇒本工事の施工に必要なとなる参考図に示す用地については、発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、○年○月○日以降を予定している。
- 支障物件関連(移設完了時期の明示)
⇒本工事区間のうちNo.○○からNo.○○の間については、地下埋設物として○○○(電気・電話・ガス・水道等)があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、○年○月○日頃の予定である。
- 「その他」に記載
⇒着手後の現場相違も想定した上で、事前に明確にしておくべき当初設計条件も記載[次頁以降に記載例記載]

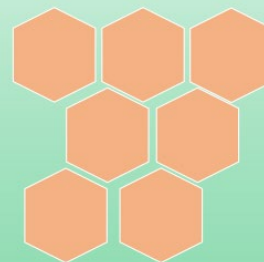


※ 新たに「土木工事施工条件明示の手引き(ver.3.0)」に追記済み

- ① 九州地方整備局HPのトップページで『事業者の方へ』をクリック。
- ② 『働き方改革に関する取り組み』をクリック。
- ③ 『土木工事施工条件明示の手引き』をクリックすると確認できます。

The screenshot shows the website of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kyushu Regional Development Bureau. The top navigation bar includes links for 'トップページ' (Top Page), '防災に関する情報' (Disaster-related information), '私たちの仕事' (Our work), '地域・まちづくり' (Community and city planning), '各種相談窓口' (Various consultation windows), '事業者の方へ' (For business operators), and '採用情報' (Recruitment information). A red box highlights '事業者の方へ' with a yellow arrow pointing to it, labeled with a circled '1'. Below this, the '事業者の方へ' section is expanded, showing a list of links. A red box highlights '働き方改革に関する取り組み' (Efforts for working style reform) with a yellow arrow pointing to it, labeled with a circled '2'. This link leads to a page titled '働き方改革5運用基準(通称:5(ファイブ)ルール)' (Working style reform 5 application standards (commonly known as: 5 (Five) Rules)). A red box highlights the fourth item in the list, '4. 土木工事施工条件明示の手引き' (4. Construction condition disclosure guide), with a yellow arrow pointing to it, labeled with a circled '3'. A QR code is also visible on the right side of the screenshot.

土木工事施工条件明示の 手引き (ver. 3.0)



令和7年2月

九州地方整備局
企画部 技術管理課

▲土木工事施工条件明示の手引き(ver.3.0)

適切な設計変更のために② ～工事工程クリティカルパスの共有～

工事工程クリティカルパスの共有

○施工当初段階において、受発注者間で工事工程の**クリティカルパス**と関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。

(平成29年度より維持工事・緊急対応工事等を除き原則的に全ての土木工事で適用)



<工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成。
- ② 施工計画に影響する場合は、その内容と**受発注者の責任を明確化**。
- ③ 施工途中に**受注者の責によらない工程の遅れ**が発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更を実施。



担当者	事項	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月
施工者	〇〇工							
	〇〇工							
	〇〇工							
	〇〇工							
発注者	支障物件移設							
	〇〇協議							

クリティカルパスを含む工事工程(イメージ)

工期の変更・間接工事費の変更

○**一時中止の有無にかかわらず**、受注者に責任がない中で**工期を延期した場合**(天候要因等の場合)には、積算基準に基づき、**間接工事費を変更**。

※本基準を適切に運用できるよう、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。

○また、令和2年度に算定方式の係数見直し

適切な設計変更のために③ ～見積の活用～

■ 厳しい施工条件を踏まえ、見積を活用した積算により、適切な設計変更を行う。

<設計変更の対象とする直接工事費>

- ・ブロック工の不足する地域における間知ブロック張工
- ・河川維持工（伐木除根工）
- ・砂防工（コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等）
- ・電源設備工（発電設備設置工、無停電電源設備設置工）
- ・交差点部や民地乗入部、交通規制等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が積算基準における標準作業量に対し小規模となる路面切削工（路面切削）、舗装打換え工（基層・中間層・表層）、切削オーバーレイ工（切削オーバーレイ）、オーバーレイ工（基層・中間層・表層）
- ・過去に同一地域で不調・不落の要因となった工種と同種及び類似の工種

<設計変更の対象とする間接工事費>

- ・遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費等
- ・地域外からの労働者確保に要する下記に示す費用
 - 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等の費用
- ・運搬費、役務費（資機材置き場の確保が困難な工事等）
- ・安全費（交通集中が見られる地域等）

※なお、公共工事設計労務単価は変更しない

適切な設計変更のために④ ～3者合同現地調査～

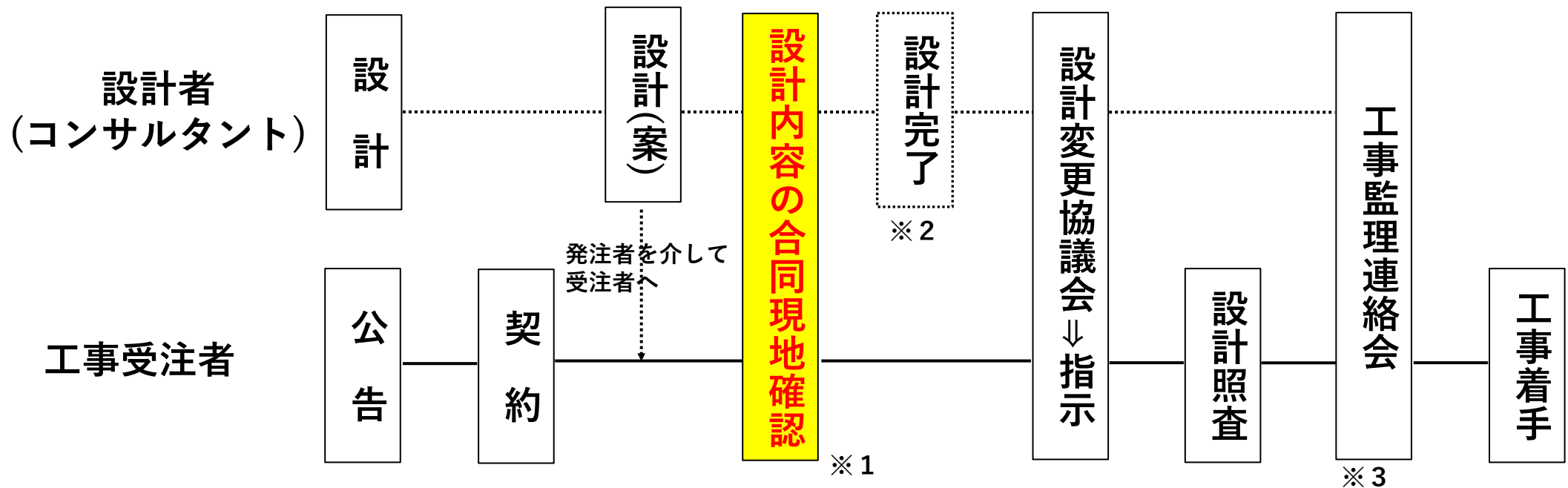
業界の意見

特に概算発注方式の場合、一部現地に合わない設計が見受けられる。

新たな対応

合同現地確認の実施

原則として、設計成果を受注者に指示する前に発注者、受注者、設計者の3者にて現地の確認を行い、設計精度の向上を図る。（概算発注の特記仕様書に追加）



※1：発注者、受注者、コンサルタントの3者合同現地調査

※2：合同現地確認の結果、必要に応じて設計の修正を行う。修正の必要ない場合は、設計変更協議会にて審議

※3：必要に応じて工事監理連絡会を実施

「2024働き方改革対応相談窓口」の設置について

24年4月から建設業に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、**受注者等からの各種相談窓口（「2024働き方改革対応相談窓口」）の設置を検討。**

新たな対応

●相談窓口の設置

①総合的な相談窓口として、**各事務所の技術副所長等を相談窓口とし、技術副所長等が一括して相談を受け、**24年4月からの罰則付き時間外労働規制に向けて適切に対応する。

問合せ先：各事務所HP（URL：<https://www.qsr.mlit.go.jp/links/index.html#jimusyo>）

（※営繕及び港湾空港事務所除く）

②**企画部技術管理課においても、相談窓口を設置。**

問合せ先：・企画部技術管理課：092-476-3546

・いきいき現場づくり（URL：qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/index1.html）

現場との積算・歩掛の乖離に伴う相談窓口、資機材の高騰、納期の遅れ等の相談窓口

としても、引き続き技術副所長等が一括して相談を受け、適切に対応する。

令和8年度は週休2日工事を促すことに加え、多様な働き方の取り組みを支援します

めざせ!建設現場は、完全週休二日



九州・沖縄全県
土日、“現場”は休むけん!

“現場”OFF宣言



九州・沖縄では、
建設業の魅力向上、
働きやすい職場づくりのために、
多様な働き方を支援します。



国土交通省 九州地方整備局/内閣府 沖縄総合事務局
福岡県/佐賀県/長崎県/熊本県/大分県/宮崎県/鹿児島県/沖縄県/北九州市/福岡市/熊本市

【令和7年度の九州・沖縄ブロック統一ポスター】

■多様な働き方とは

週休2日(月単位、完全週休2日等)としての働き方

気候(猛暑対策等)を踏まえた働き方

変形労働時間制を適用した柔軟な働き方

ICT・DX等を活用した効率的な働き方

担い手の多様化に合わせた働き方

【取り組みを推進する機関】

国 : 九州地方整備局、沖縄総合事務局

県 : 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

政令市: 北九州市、福岡市、熊本市

【ポスターの掲載場所】

各機関の関連施設(庁舎・道の駅等)、施工中の工事現場、各県建設業協会など

工事及び業務における現場環境改善(ウィークリースタンス)の取組

- 全ての工事及び業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた**実施要領を策定**。
- 標準項目として、「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」を設け、現場環境改善に努める。

(1) 目的

2024年度より建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2) 対象

全ての工事・業務を対象(災害対応等緊急を要する場合は除く)

(3) 取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

1) 標準項目

① 依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

② 会議・打合せに関すること

- ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)
- ・打合せはWEB会議等の活用にも努めること。

③ 業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない。(ASP・メール含む。)
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

2) 追加項目

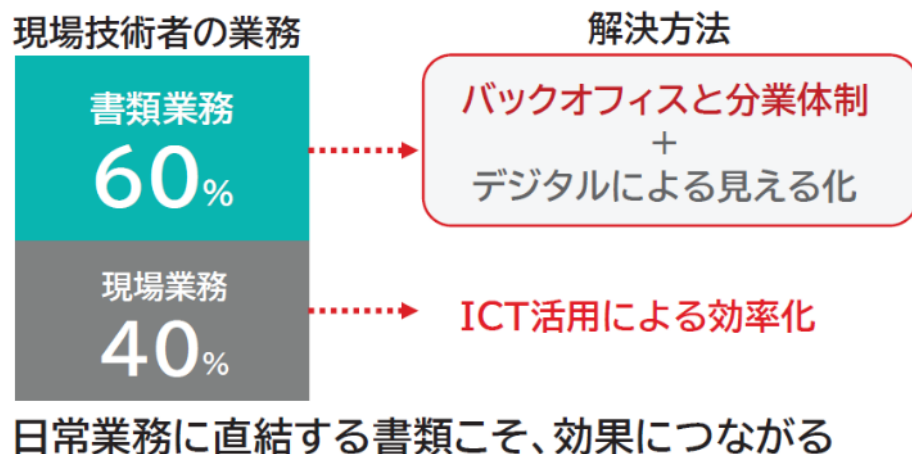
その他について、受発注者間において確認のうえ決定しても良い。

(4) 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。
工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施すること。

- 建設ディレクターとは、ITとコミュニケーションスキルで現場を支援する新しい職域です。現場技術者の負担を軽減し、作業の効率化と就労時間の短縮を図る効果的な取組として「働き方改革への取組」にも繋がります。
- 工事施工に係るデータの整理及び処理、提出する書類の作成やICT業務等を行い、専門スキルを身に着け、現場とオフィスをつなぎ・支援することで、技術者が品質管理や技術の継承などに集中する環境をつくります。ポータブルスキルを身につけることでライフステージに左右されない安定した雇用が保たれ女性や若手の業界進出、多様な人材の活躍にも繋がっています。

新しい職域「建設ディレクター」の創出



©一般社団法人建設ディレクター協会

建設ディレクターとは

ITとコミュニケーションで現場を支援する新しい職域

技術者の業務をワークシェアリングし、書類作成やデータ整理、ICT業務を担う人材です。技術者とともに技術・知識の向上や業務効率化、生産性向上に取り組みます。



©一般社団法人建設ディレクター協会

建設業の魅力発信の取り組み

令和4年度の合意事項から「建設業における魅力発信の取組拡大」を新規で追加し、各機関において業界団体の協力を得ながら、小中学生や高校生、保護者向けの現場見学会や体験会等を実施。令和8年度も継続して実施し、建設業の魅力発信の拡充を図る。

＜令和7年度の主な取り組み状況＞

【長崎県】

- ・県内各地区で土木の日イベント開催
- ・橋梁の「主塔登頂ツアー」開催

【大分県】

- ・官民での土木建築フェスタ
- ・イベント会場で土木体験ブース設置
- ・学生交流会
- ・女性技術者のスキルアップセミナー

【北九州市】

- ・建設業PRブースを出展
- ・ウェブサイトでPR
- ・学・官・産合同で現場研修会を開催
- ・地元建設業団体と連携した現場見学会の実施

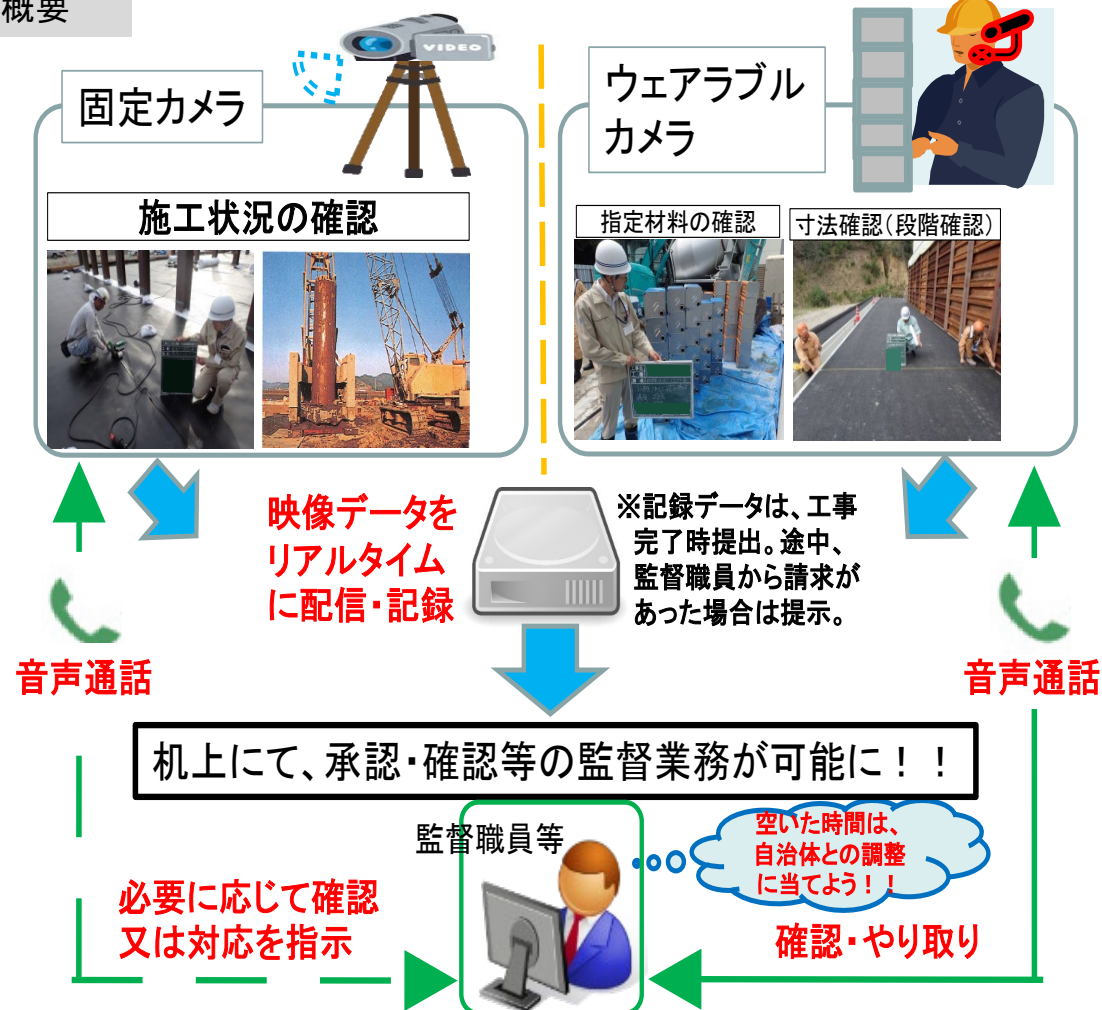
【福岡市】

- ・技術体験イベントの開催
- ・ポスター型カレンダーの配布
- ・高校等と連携し、見学会を実施

○対象工事については、遠隔臨場の対象工種がある工事は原則、全ての工事に適用する

- ・遠隔臨場の対象工種がある工事が対象。
- ・受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定する。
- ・実施にかかる費用の全額を発注者が負担。
- ・実施しなくてもペナルティはなし。

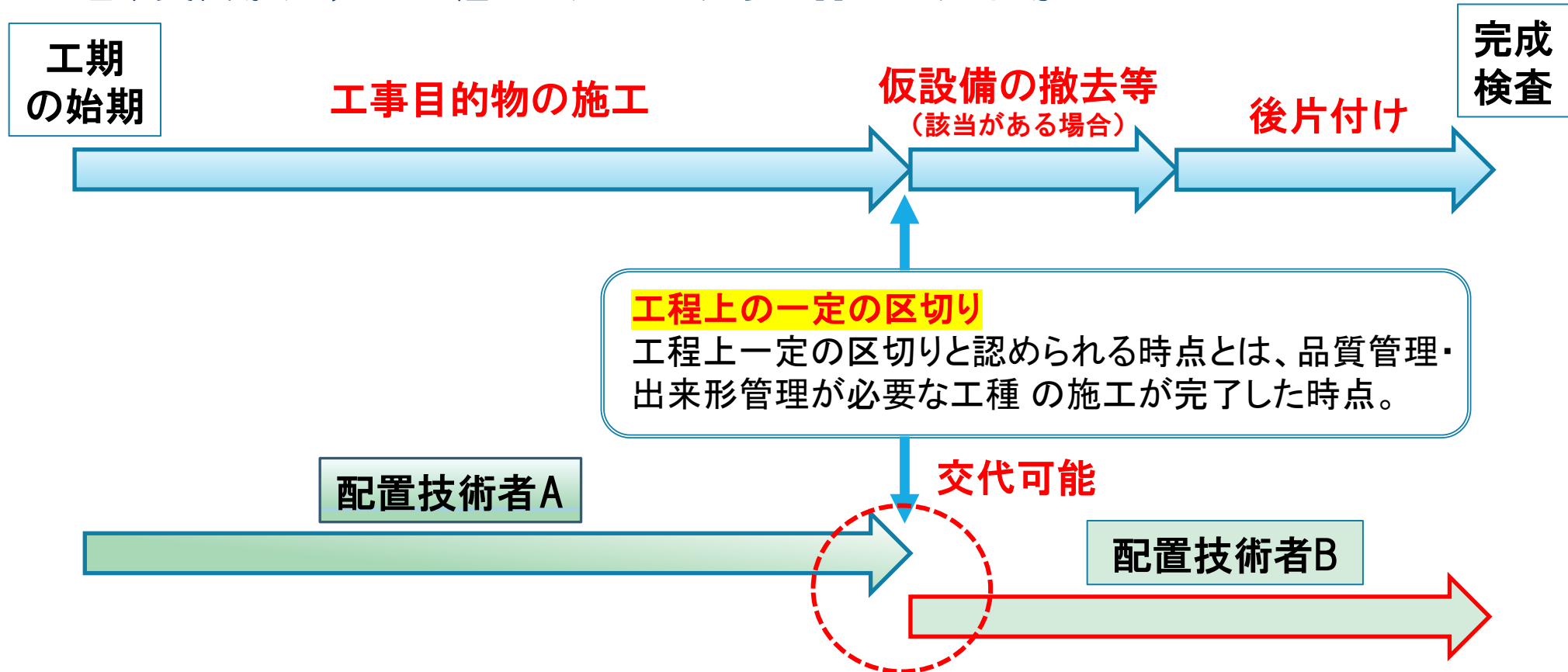
概要



配置予定技術者の途中交代【施工段階】

九州地方整備局では、「**監理技術者等の途中交代可能なルール**」を策定

○途中交代(拡大)：工程上一定の区切りと認められる場合



交代後の配置技術者(B)の資格要件

- ・交代後の配置予定技術者については、当該工事の入札契約手続きにおける**競争参加資格**（「**同種工事の経験を有する者**」は除く）を満足するものであれば途中交代を認める。
- ・交代前の配置技術者と同等（総合評価の加算点数）以上である必要はない。

「書類限定検査の実施」を標準化

※「低入札価格調査対象工事」、「監督体制強化工事」、又は「施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事」は適用外

書類限定検査とは？

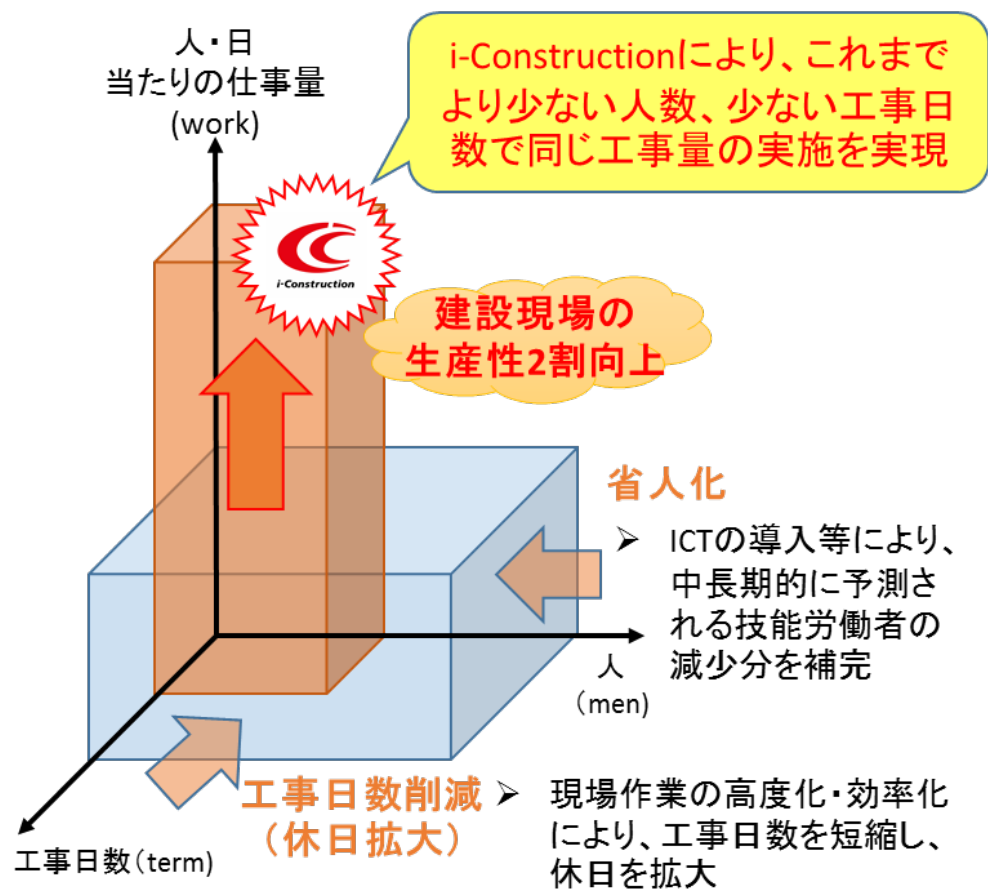
- 検査時（完成・中間）を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、**監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底**及び**受注者における説明用資料等の書類削減**を行うことで技術検査官による資料検査の効率化を図る。
- 技術検査官は、検査時に**下記の10種類に限定して**資料検査を行う。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧材料品質証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

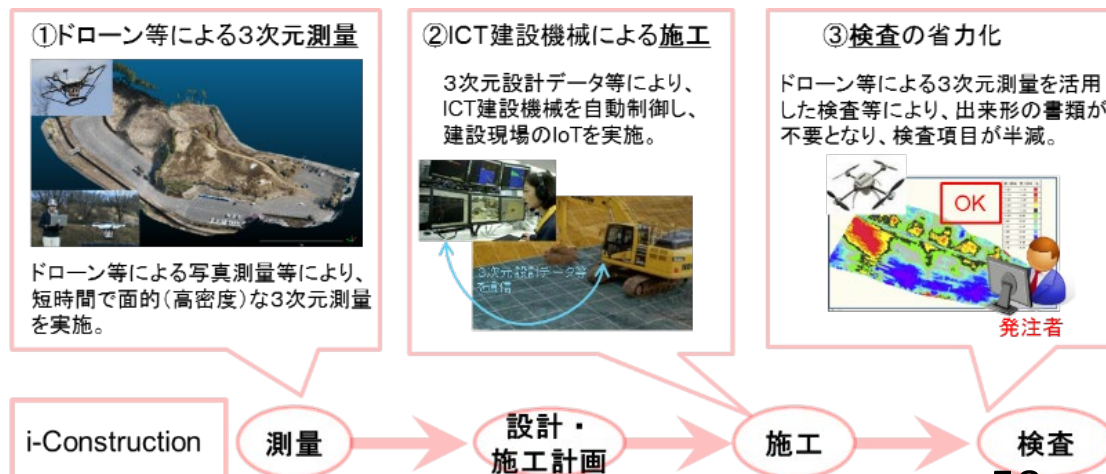
技術検査官の検査時の書類を **44種類 → 10種類** に削減

- 平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を**2025年度までに2割向上**を目指す方針が示された。
- この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、**測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐ**など、新たな建設手法を導入。
- これらの取組によって**従来の3Kのイメージを払拭**して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を**新3K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる)の魅力ある現場**に劇的に改善。

【生産性向上イメージ】



平成28年9月12日未来投資会議の様子



i-Construction トップランナー施策（H28～）

ICTの全面的な活用（ICT施工）

- 調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。
- 3次元データを活用するための各種の新基準や積算基準を整備。
- 国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。
- 全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元測量》



ドローン等を活用し、調査日数を削減

《3次元データ設計図》



3次元測量点群データと設計図面との差分から、施工量を自動算出

《ICT建機による施工》



3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のICT化を実現。

全体最適の導入 （コンクリート工の規格の標準化等）

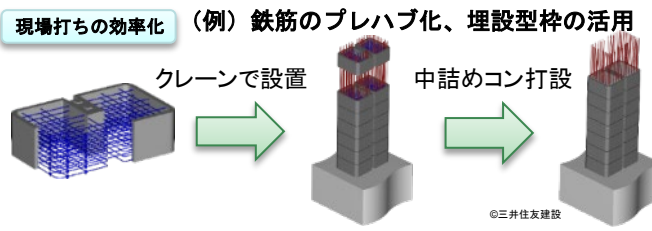
- 設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、**全体最適の考え方を導入**し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。
- 高流動コンクリートや鉄筋のプレハブ化およびプレキャストの適用範囲拡大などについてガイドラインを策定。
- 部材の規格（サイズ等）の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作化を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。

規格の標準化

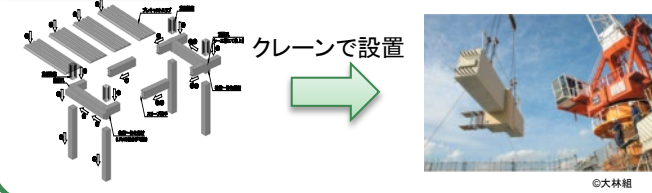
全体最適設計

工程改善

コンクリート工の生産性向上のための3要素

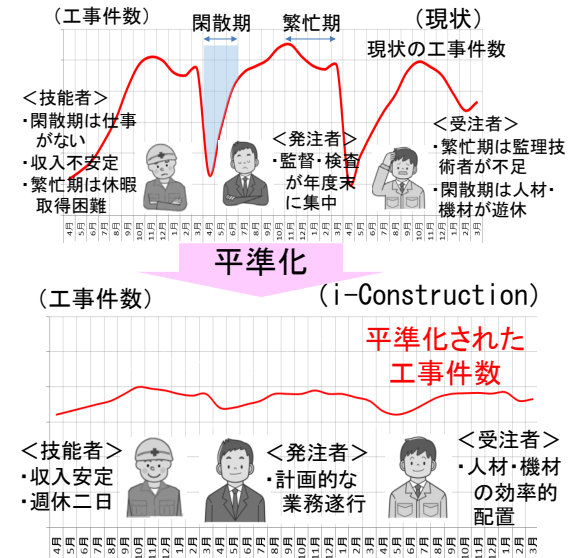
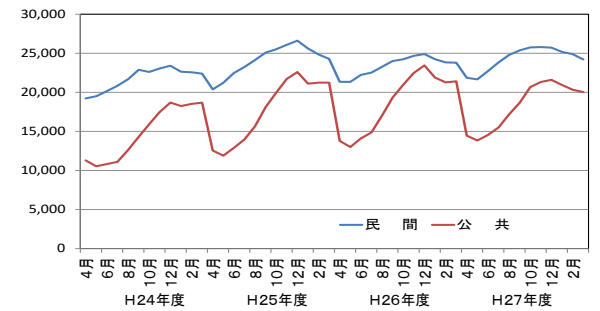


プレキャストの進化（例）定型部材を組み合わせた施工



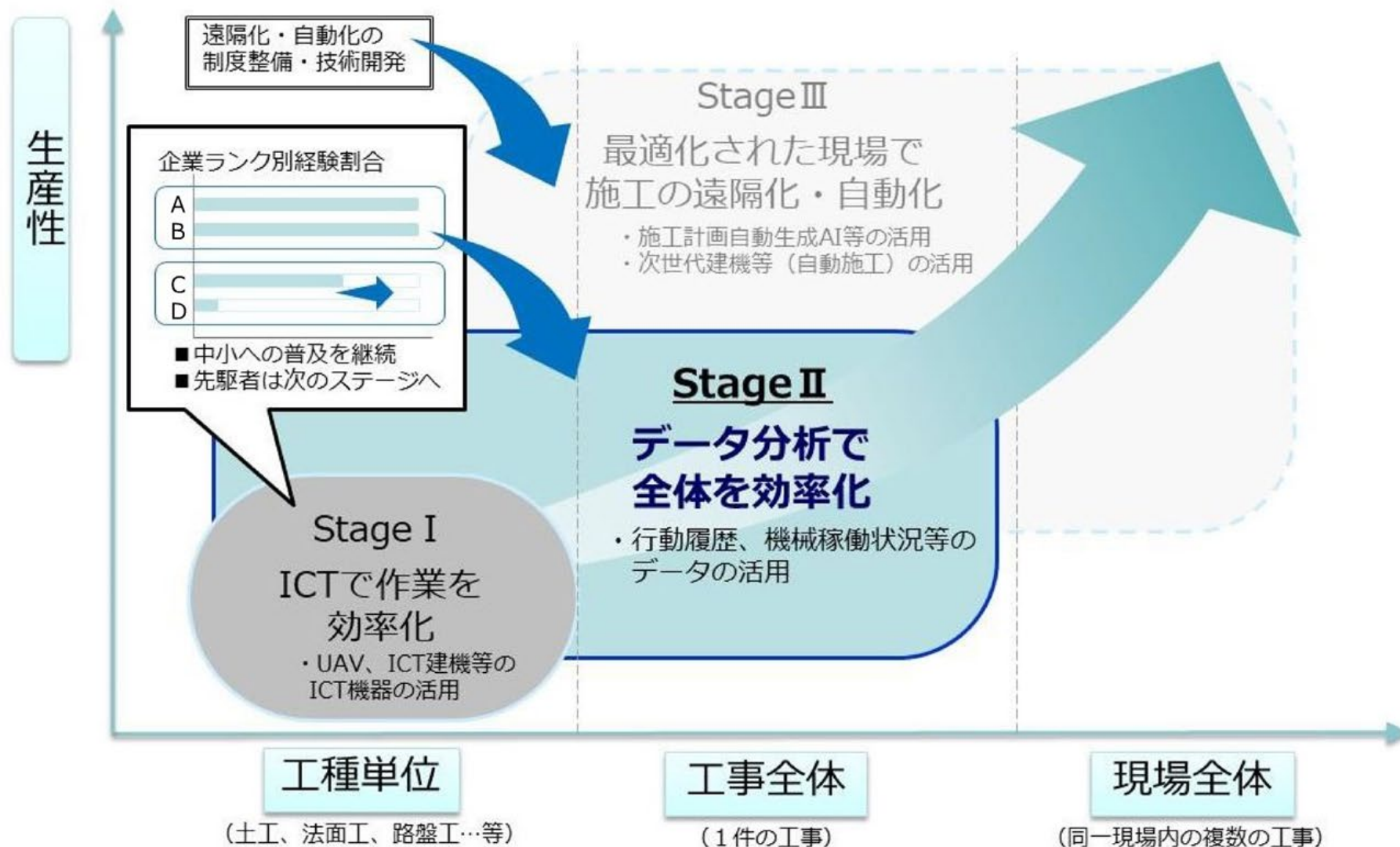
施工時期の平準化等

- 公共工事は第1四半期（4～6月）に工事量が少なく、偏りが激しい。
- 適正な工期を確保するための**2か年国債を設定**。H29当初予算において**ゼロ国債を初めて設定**。



ICT施工は、「作業の効率化」から「現場全体の効率化」へ

Stage II では、土工等の工種単位で作業を効率化するだけでなく、ICTにより現場の作業状況を分析し、工事全体の生産性向上を目指す



- 実工事において、機械の稼働データや映像データなどの現場データを活用し、現場マネジメントを高度化・精緻化する取り組みが存在。
- 今後、調査を踏まえ、ICT施工stage II の取り組みの導入・普及を図る。

機械やダンプの稼働状況をリアルタイムで把握し、土量配分マネジメントに活用する事例

※中国地方整備局松江国道事務所 実施事例

AIカメラによる映像データを活用し、資機材の予実管理や、ダンプのリアルタイム入退管理を実施する事例

※令和5年度インフラDX大賞受賞

掘削工事



盛土工事



運搬

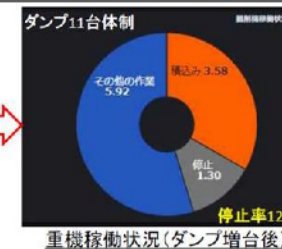
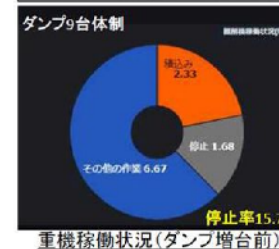


AIカメラによるダンプのリアルタイム入退管理

掘削機の作業を可視化し、資機材の予実管理



- 作業着手後の日数経過に伴い、BH停止時間が増加していることを確認
- 作業手順定着に伴うダンプ待ちと判断し、**運搬台数を増(9台→11台)**



運搬可能土砂量

改善前:
 $5m^3 \times 9台 \times 8巡 = 360m^3/日$
改善後:
 $5m^3 \times 11台 \times 8巡 = 440m^3/日$

↓
台数最適化で日施工量22%改善



i-Constructionに関する工種拡大

- 令和7年度はICT法面工（植生基材吹付工）において、吹付厚さへの適用拡大等に向けた検討を実施。
- 令和8年度より新たに追加する要領
- ・地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）
 - ・表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）

	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (予定)
出来形 管理基準	ICT土工										
	小規模工事へ拡大										
	ICT舗装工（平成29年度：アスファルト舗装、平成30年度：コンクリート舗装）										
	ICT浚渫工（港湾）										
	ICT浚渫工（河川）										
	ICT地盤改良工（令和元年度：浅層・中層混合処理、（令和2年度：深層混合処理）（ペーパードレーン工）（サンドコンパクションパイル工）										
	ICT法面工（令和元年度：吹付工、令和2年度：吹付法枠工）										
	吹付厚さへの適用拡大 （植生基材吹付工）										
	ICT付帯構造物設置工										
	ICT舗装工（修繕工）										
	ICT基礎工（港湾）										
	ICTブロック据付工（港湾）										
	ICT構造物工（基礎工（既製杭工、矢板工（橋脚・橋台）、場所打杭工、橋梁上部）基礎工（既成杭工）拡大（鋼管ソイルセメント杭）										
	ICT海上地盤改良工（床掘工・置換工）（港湾）										
	ICT擁壁工										
品質 管理基準	ICTコンクリート堰堤工										
	ICT本体工（港湾）										
	民間等の要望も踏まえ更なる工種拡大										
	地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理										
	表面温度計測装置を用いたアスファルト舗装の温度管理										

BIM/CIMとは

○BIM/CIM（**B**uilding/**C**onstruction **I**nformation **M**odeling, **M**anagement）とは、
建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業
の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管
理システムの効率化を図ることを言う。

情報共有の手段として、3次元モデルや参照資料を使用する。

3次元モデル

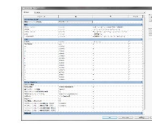
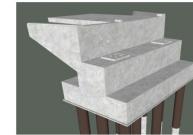
参照資料

令和5年度BIM/CIM原則適用

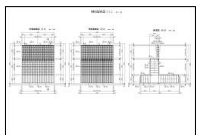
- 活用内容に応じた3次元モデルの作成・活用
- DS（Data-Sharing）の実施（発注者によるデータ共有）

3次元形状データ

属性情報
（部材等の名称、規格等）

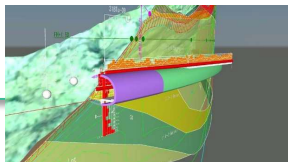


2次元図面、報告書等の
3次元モデル以外の情報



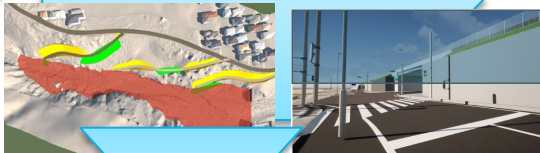
調査・測量

- ・ 地形、地質の視覚化
- ・ 希少種等の生息範囲の
重ね合わせ検討



設計

- ・ 事業計画の検討
- ・ 点検、走行シミュレーション



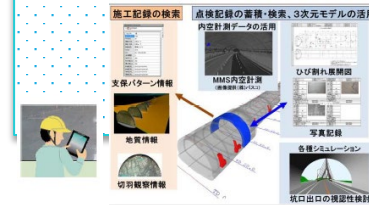
工事

- ・ 施工ステップの確認
- ・ 自動化施工、出来形管理
で活用



維持・管理

- ・ 自動計測、記録
- ・ 遠隔監視、診断



調査・測量

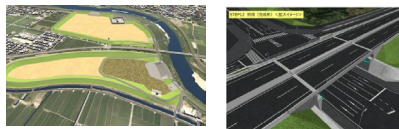
...

令和5年度 義務化し、活用

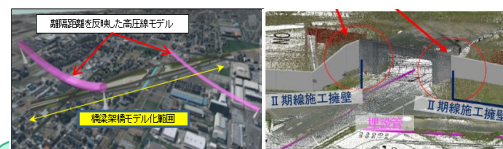
詳細設計

発注者が明確に
した活用内容に
応じて、3次元
モデルを作成・
活用

出来あがり全体イメージの確認



特定部（複雑な箇所、干渉等）の確認



工事

設計段階で作成
された3次元
モデルを閲覧

施工計画の検討補助



2次元図面の理解補助



現場作業員等への説明



令和6年度以降、高度化・対象範囲拡大を目指す

現在

2023年度
BIM/CIM
原則適用

3Dモデルの
品質確保

2027年度以降～

設計から施工での
3Dデータ活用の推
進

3Dモデル工事契約図書化
3Dモデル作成を見込んだ当
初発注

2030年度以降～

データ連携による
建設生産プロセス
(維持管理まで)の効
率化・省人化

(プロセス間で連携された情報
によりAIが自律的に推論し物理
的な行動を行う)

解決すべき
課題

- 3Dモデルの施工での活用
- 関連人材の不足

- 施工のBIM/CIM標準化
- 活用方法の情報不足

- データ連携の未充実
- 現行プロセスからの転換が困難

現在～今後
の取組

- 設計時の照査ルール策定
- 試行等による活用目的ごとの情報要件の検討
- 受発注者の人材育成

- 3Dモデル工事契約図書化ガイドライン策定
- BIM/CIM積算原則化(一部工種)
- ユースケース充実化
- 見積分析/歩掛り化検討

- 構造物設計・施工の標準化(モジュラー・コンストラクション、パラメトリック設計、オブジェクトの共有)
- BIM/CIMに係るデータのAI-Ready化

- ◆ 最新の各種基準等が逐次掲載されており、用語など理解に困ったらぜひ活用を
- ◆ 手引き・ガイドライン、様式等入手し、参考にされてください

○BIM/CIMポータルサイト

<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>



BIM/CIM ポータルサイト

BIM/CIMとは

基準・要領等

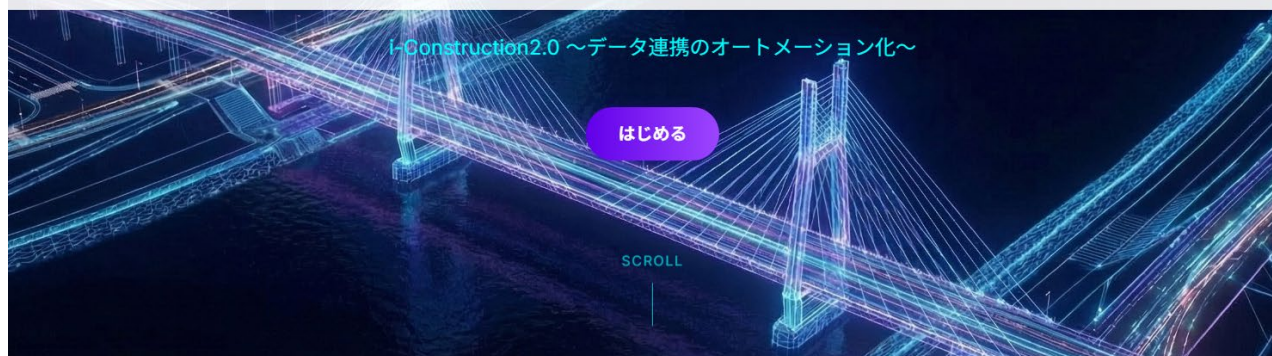
委員会資料

活用事例

新着情報

解説資料

お問合せ



- ・ 各種基準要領のほか、委員会資料や事例集などを掲載
- ・ お問合せフォームも設置

BIM/CIM取扱要領

令和

8年3月

・ BIM/CIMを実施する上で
最低限必要な知識を網羅的に記載

・ これまで種々あった基準類を整理する意図で作成

BIM/CIM 取扱要領

令和8年3月

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション）グループ

直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針

・ BIM/CIMの対象範囲や、
業務・工事の実施要領（特記仕様書の記載例等）を記載

・ 毎年3月に発出

- 直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針
1. 直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針
BIM/CIM（Building/Construction Information Modeling/Management）の導入の目的は、建設事業で数値化されたデータとして統合管理することで、関係者のデータ活用・共有を促進し、建設事業・管理システム全体の効率化を図ることである。実施要領の策定は、関係者の共通の目的を達成し、直轄土木業務・工事におけるBIM/CIMを推進し、取り込むものとする。
 2. BIM/CIM適用の対象範囲
以下に示す業務・工事に取り込むものを対象とする。
 - ・ 直轄土木業務・工事の計画・設計・施工・維持管理に関する業務
 - ・ 地質・土質調査業務、測量業務、測量データ管理業務、測量・土質調査業務
 - ・ 土木設計業務、測量業務、測量データ管理業務、測量・土質調査業務
 - ・ 土木工事業務、測量業務、測量データ管理業務、測量・土質調査業務ただし、小規模なもの及び災害復旧工事等の緊急性を要する業務・工事を除く。なお、BIM/CIM適用の推進を図ることで事業の効率化を図ることに資する業務・工事については、対象範囲の拡大を決定する。対象範囲の拡大・縮小については、関係者の協議を要する。
 3. BIM/CIMの実施内容
原則として全ての設計・設計（実施設計含む）及び工事において、3次元モデルを用いたデータの作成・管理・共有・活用を行う。関係者の協議を要する業務・工事については、関係者の協議を要する。関係者の協議を要する業務・工事については、関係者の協議を要する。関係者の協議を要する業務・工事については、関係者の協議を要する。
 4. 3次元モデルの活用
3次元モデルの作成にあたっては、関係者の協議を要する。関係者の協議を要する業務・工事については、関係者の協議を要する。関係者の協議を要する業務・工事については、関係者の協議を要する。
 5. 3次元モデルの活用
3次元モデルの活用にあたっては、関係者の協議を要する。関係者の協議を要する業務・工事については、関係者の協議を要する。関係者の協議を要する業務・工事については、関係者の協議を要する。

ICTアドバイザー制度の概要

- ◆ 国、地方自治体等の発注者及び地域を担う地元企業が、ICT技術の先駆者である「ICTアドバイザー」から、技術修得や能力向上へのアドバイスを受けられる仕組みをつくり、ICT施工の更なる普及促進を図る ※令和3年11月24日運用開始



九州地方整備局

- ・ICTアドバイザーの公募
- ・アドバイザー登録、名簿公表

<募集区分>

- I：3次元計測関係
- II：3次元設計データ作成関係
- III：ICT建設機械による施工関係
- IV：3次元施工管理関係
- V：総合マネジメント
- VI：ICT施工の研修・講習会

<応募要件>

- ・工事又は関連業務における I ～ V の区分の実績
- ・ICT施工に関するアドバイスや普及・支援活動等又は研修・講習会等の実績

<任期>

無期限

<支援に要する費用>

技術支援に対する費用は原則無償
ただし、旅費交通費や研修・講習会に要する機材等の費用はアドバイザーと依頼者にて決定

登録・公表

開始連絡
報告書提出

※随時受付
4月、7月、10月、1月末日時点で
審査・リスト見直し

ICTアドバイザー

44社を登録
(令和5年3月31日時点)

●技術支援

- ・助言、技術的指導
- ・各種研修、講習会等への協力

- ・依頼の内容を確認し支援の可否を判断
- ・支援の開始及び終了時に所定の様式にて九州地方整備局へ報告

技術相談
支援依頼

技術支援 ※原則無償

発注者

施工者

- ・アドバイザー選定、依頼

- ・ICTアドバイザー名簿に基づきアドバイザーを選定し依頼
- ・ICT機器の使用・施工方法、出来形管理等について支援依頼
- ・研修、講習会開催に向けてのアドバイス又は講師派遣依頼

「ICT施工eラーニング」について

- ・ インフラDXを推進する取組の一環として、ICT施工に関する普及促進と人材育成を目的に、ICT施工eラーニングを構築
- ・ 学生や若手技術者に興味を持ってもらえるよう動画による学習プログラムを採用

ICT施工 eラーニングの特長

- ・ ネット環境があれば、いつでもどこでも学習が可能
- ・ 基礎的な内容を中心に合計約3.5時間の豊富な動画を提供
- ・ 動画1つは3分程度、集中力を維持してテーマ毎の理解が深まる
- ・ 動画毎に動画の内容に関する問題を掲載、習熟を促す

アクセス先：<https://www.qsr.mlit.go.jp/ict/learning/index.html>



スマホからでもアクセス可能！

▼進行役のナビゲーターがご案内



▼教材映像



インフラ分野でのメタバースの活用①

○注目されるメタバース

メタバースとは「Meta(超越)」と「Universe(世界)」を組み合わせた造語。

オンライン上に三次元コンピュータグラフィックスで仮想の世界を構築し、アバターと呼ばれる自分の分身で参加、相互にコミュニケーションしながら様々な活動を行う、将来インターネットが到達すると考えられる技術。

○九州地方整備局の取り組み

インフラ分野には、国土の正確なデジタル測量データが多く蓄積されている。

しかし、それらのデータを用いてメタバースやデジタルツインを作成・活用するという発想が乏しく、今まであまり活用されていなかった。

九州地方整備局では、インフラ分野が保有するデジタルデータを用いたメタバース・デジタルツインの作成・活用手法を開発、また技術等を公開し講習会や講演・専門誌等への掲載を行うことで普及促進を図っています。



UE(EPIC)と連携した
ゲームエンジンによるメタバース



ソニーと連携した
空間再現技術



日本マイクロソフトと連携した
複合現実技術

インフラ分野でのメタバースの活用②

九州地方整備局では新たなデジタルデータの活用手法として、インフラ分野でのメタバース活用技術を開発。全国で初めて山国川下流地区かわまちづくりの住民説明会において、社会実装した。

さらに、本技術の普及のため、マニュアルや動画、無償のプログラム、3Dモデルなどを公開。また、学会での発表、大学での講義、自治体・関連団体での講演、youtube等への出演等を実施。多くのメディア（TV・新聞・専門誌等）に掲載された。



【山国川での活用内容】

- ・メタバースを用い大型スクリーンで整備概要紹介
- ・質疑応答時に該当箇所をスクリーンに映し説明
- ・ヘッドマウントでスプレイを用い、仮想世界を「体験」



【様々なツールを無償で公開】
整備局HPから、マニュアル、解説動画、BIM/CIMとのデータ変換プログラム、植生の3Dモデル等を無償で公開。

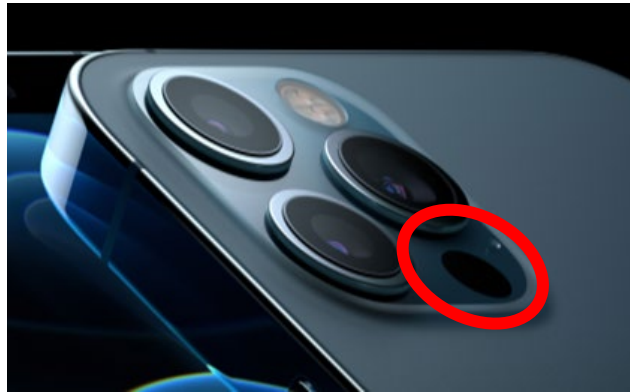


【道路事業でもメタバース】
博多バイパス(下臼井~空港口)の事業着手式でもVRゴーグルで完成後の世界を来賓の皆さまが体験。

3D点群計測の活用

- iPhoneやiPadに搭載されているLiDARにより、対象物の三次元データが取得可能。誰でも容易に三次元データを取得することが可能であり、従来のポールや巻き尺等の機器を一部置き換えることが可能。
- ドローンがあれば、上空からの俯瞰的な現地状況（定性的な確認）が把握でき、SfM技術により点群を作成すれば距離・高さ・断面図などの計測が可能。

iPhoneに搭載された測距用LiDAR。GNSSレシーバとの組み合わせによりさらに高精度の三次元データが計測可能



ドローンを活用した360° 写真



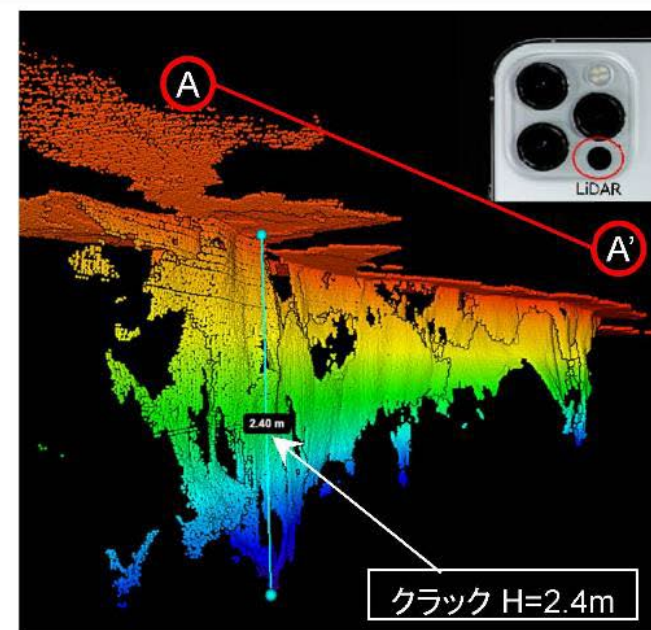
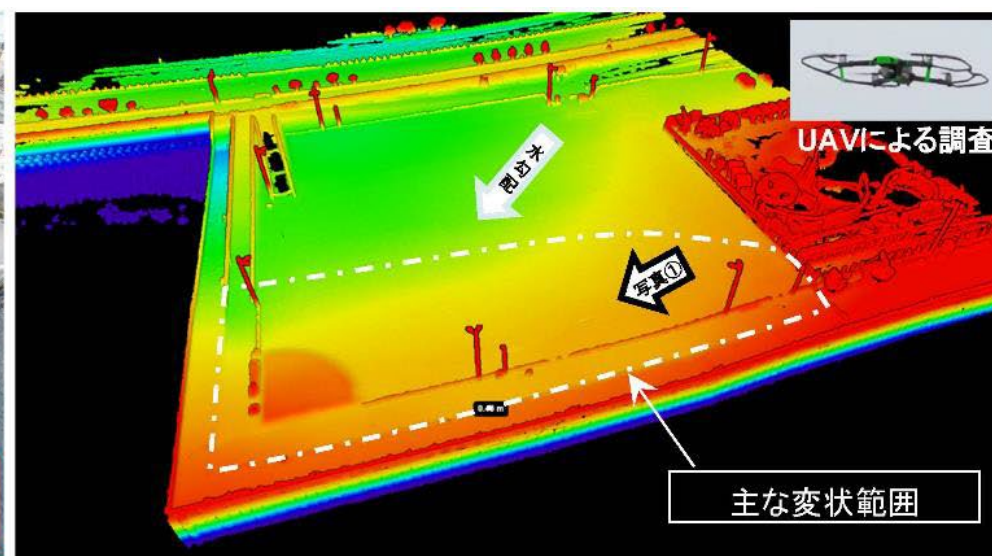
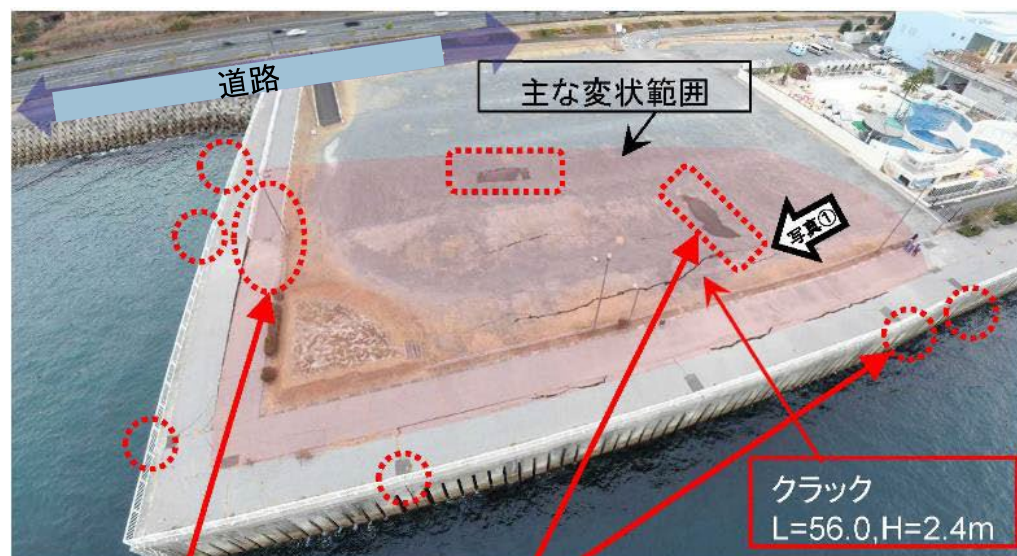
試験堤防の三次元データをiPhoneのLiDARにより計測し収集



ドローンを活用した点群（計測可能）

デジタル技術を活用した「災害調査」

○令和4年1月22日に発生した日向沖地震では、DX（ドローン、VR、点群データ、クラウド）を用いて、高度な災害状況の把握・分析・共有を極めて短時間（1日）で実施。

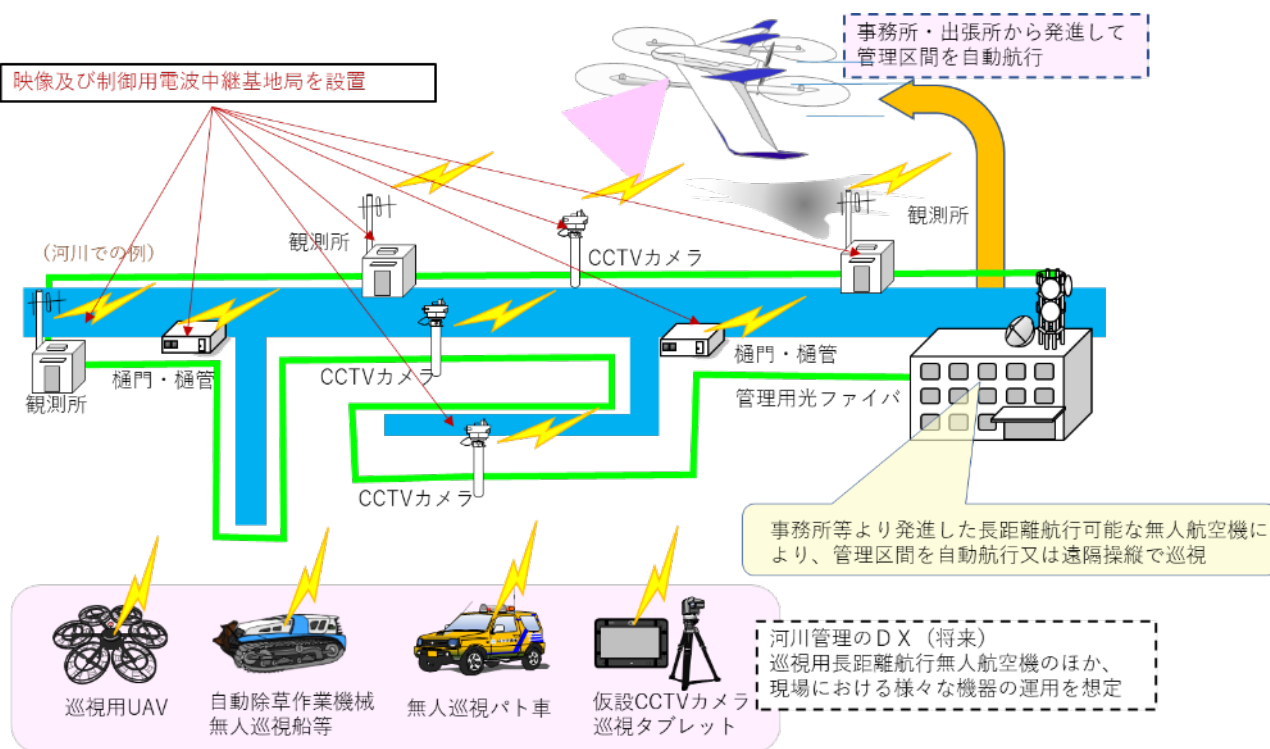


河川巡視支援システム（仮称）を活用したVTOL機長距離航行実証実験

- 河川巡視用のVTOL※（垂直離着陸）無人航空機により、長距離区間を巡視飛行する実証実験を実施。
河川上空における自営通信網を用いた無人航空機の長距離飛行は全国初の試み。
- K-PASSの整備により、管理用ドローンの航路制御や無人除草機械の遠隔制御、無人巡視船や巡視ロボット等が安定して運用可能となるなど、大幅なDXの実現、河川管理の効率化が期待される。

※Vertical TakeOff Landing aircraft

■ 河川管理支援システムK-PASS（仮称）の概要



■ 今回の実証実験のフィールドと概要



日 時：令和5年3月16日（木）
 離陸場所：耶馬溪ダム分室駐車場
 着陸場所：山国川河川事務所対岸（左岸大堰魚道）
 飛行距離：約25km 最大飛行時間：30分

令和4年度の合意事項から、「インフラDX合同研修会」を開催することとし、インフラDXに関する研修会や体験会等を実施。
令和8年度も継続して実施し、更なる普及・拡大に取り組む。

＜令和7年度の主な開催状況＞

【熊本県】

- ・ インフラDX（ICT）に関する講習会
ICT活用技術や県内の施工事例の紹介
- ・ 受注者を対象としたICT活用技術に関する研修会
ICT活用工事における監督、検査職員の実施内容



■インフラDX（ICT）に関する講習会



■ICT活用技術に関する研修会（受注者向け）

【宮崎県】

- ・ 建設ICT研修会
県内の取組や活用工事の基準類と基礎知識等について
- ・ 3次元点群測量研修・処理研修
県設計モデルの概要、データ処理の基本操作演習について



■建設ICT研修



■3次元測量（UAV）



■3次元測量（TSL）



■3次元データ処理

【鹿児島県】

ICT技術を取り入れた測量機器や建設機械の操作体験、ICT活用を普及させる研修を受発注者向けに開催



■生産性向上・省力化研修



■i-Construction研修



【熊本市】

- ・ 受発注者合同での講習会及び体験会
- ・ 建設技術講習会での出前講座



■出前講座（ICT施行・遠隔臨場等）



■ICT施工技術講習会



■現場講習

○各種情報提供資料を九州地方整備局のHPに掲載しています。

【掲載箇所】九州地方整備局HP

https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kokyokojinogenjo/r8_00001.html

トップページ | 防災に関する情報 | 私たちの仕事 | 地域・まちづくり | 各種相談窓口 | **事業者の方へ** | 採用情報

事業者の方へ

[トップページ](#) ▶ [事業者の方へ](#)

LINEで送る | ポスト | シェア

- [働き方改革に関する取り組み](#)
- [入札・契約情報](#)
- [CALS/EC](#)
- [工事・業務成績評価平均点](#) PDF
- [工事及び業務の総合評価における現状の考え方](#)
- [公共工事の現状と今後の取り組み](#)
- [建設技術情報等](#)

（資料：港湾空港部） 港湾工事における取り組み

休日確保に向けた取組

①休日確保評価型試行工事の見直し(工期指定型からの移行)

休日確保評価型試行工事(工期指定)の試行

全工事で週休2日(4週8休)取得を前提とした取組として
標準化

現状

- ◆ 工期の遵守は、契約上遵守すべき事項である。事業の性質上工期の延長が出来ない工事については、あらかじめ工期指定の試行工事として発注し、受注者の責めに帰すことが出来ない事象が発生した際の工程遅延対策として、工期短縮対策や交代制を導入した場合の契約変更は、工期指定型で発注された工事を対象としていた。

今後

- ◆ **すべての契約において**、受注者の責めに帰すことが出来ない事象により工程遅延が発生した際の対応は受発注者調整の上発注者が指示。なお、その場合に必要な費用は発注者が負担する。
 - 工期延長可 供用係数実態精査試行工事(旧荒天リ(契約書第22条) スク精算型)等が対応可能
 - 工期延長不可 工期短縮対策や交代制を導入した場合の契約変更を実施(契約書第23条)

(参考)工期延長不可の場合(工期短縮対策)にかかる対応契約変更事務手続きに係るガイドライン(R7d改定)

- ◆ 「新・担い手3法」や改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制より、これまで以上に設計変更や受発注者間協議の重要性が高まっていることを受け、令和4年3月に工事版の契約変更事務ガイドラインを改定。
- ◆ 令和5年3月には、業務版の契約変更事務ガイドラインを改定。
- ◆ 令和7年3月には、**工事版の契約変更事務ガイドラインについて、工期延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる場合等における費用負担の明確化等を図るため、記載内容の一部改定を行い、令和7年度より運用する。(下述)**
- ◆ 引き続き契約変更事務ガイドライン(工事・業務)を活用し、適切な契約変更に努める。

・本請求に伴い、受注者が工期短縮のために行う対応(現場打設工法からプレキャスト工法への変更、**短期間施工に伴う人件費や作業船及び施工機械の損料等の掛かり増し(規格変更等)など**)にかかる費用(設計等含む)は、発注者が負担すべきである。

(参考)契約変更事務手続きに係るガイドライン(R8d改定)

⑧ 契約書 第23条:発注者の請求による工期の短縮等

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面で請求でき、その場合に必要な費用を負担する。

- ・工期短縮が必要な場合に該当する事象として、『港湾運営上、供用開始時期の繰上げの必要が生じた場合』、『供用時期や利用面から必要な工期延長が困難な場合』などが挙げられる。
- ・本請求に伴い、受注者が工期短縮のために行う対応(現場打設工法からプレキャスト工法への変更、短期間施工に伴う人件費や作業船及び施工機械の損料等の掛かり増し(規格変更等)など)にかかる費用(設計等含む)は、発注者が負担すべきである。
- ・発注者が請求した日数の短縮を行えない場合でも、契約書第24条の規定により、施工能力上できる限り短縮可能な日数について受発注者間で協議して定めることが重要。この際、所要の休日を確保できるよう十分な配慮が必要。
- ・**工期延伸が不可能又は困難な工事の場合は、特記仕様書に明示するものとし、工期を遅延するおそれが生じた際は、速やかに監督職員に報告し、対応や必要な費用について工事品質確保調整会議等の場で調整するものとする。**

※ただし、発注者が必要と認めない受注者主導の工程短縮は設計変更不可であることに留意

休日確保に向けた取組

②供用係数実態精査試行工事(旧荒天リスク精算型)

- ◆ 荒天等により、計画通りの施工が達成できない港湾工事では、工期遵守のために休日返上で工程を前倒しして工事を行う傾向があることから、荒天のリスク回避を発注者が担保することにより受注者に休日の確保を促す「荒天リスク精算型試行工事」を平成28年度から開始。
- ◆ さらなる拡充として、当初積算時に採用した供用係数(日数)に対して、実態の荒天等による作業船拘束日数が超えた際に供用係数の精査を行う試行工事を作業船を使用する全工事(受注者希望型)にて実施。

試行工事の対比	現場実態に即した供用係数精査試行工事	荒天リスク精算型
対象工事	<u>作業船を使用する全工事</u> ※工期延伸が不可能又は困難な工事は除く	供用係数の変更が想定される海域での工事
発注方式	受注者希望型(初回の品質確保調整会議において確認)	発注者指定型
発注方式による違い	<u>受注者が希望する場合は、荒天等による作業船拘束日数</u> の増加があった場合に供用係数を精査。なお、現場での『荒天実態把握のための調査票』の書類提出は必須。 <u>希望しない場合は、精査未対象となり、調査票の提出は不要</u>	試行適用工事は、荒天日数の増加があった場合に供用係数を精査。なお、現場での『荒天実態把握のための調査票』の書類提出は必須
前提の条件	週休2日(4週8休)(現場閉所)	週休2日(4週8休)(現場閉所)
確認方法	荒天の実績 <u>および作業船等の現場作業実態</u>	荒天の実績

「港湾工事関係書類スリム化の手引き」の改定

- ◆ 令和6年4月の改正労働基準法の完全施行にあわせて、現場技術者の時間外労働の大きな要因である工事関係書類の簡素化等を目的として、「港湾工事関係書類スリム化の手引き」を策定したところである。
- ◆ 令和8年度より、更なる負担軽減を図るため、**施工管理ソフト(ICTツール)が品質・出来形管理基準を満たしていることが確認出来る場合は、施工管理ソフト(ICTツール)を活用した品質・出来形管理図表を使用する。**

■手引きに記載している項目(港湾局HP公表)

着工時	工事契約	着-① 全書類の電子化 着-② コリンズ(CORINS)登録時の簡素化 着-③ 工事書類の二重化防止対策 着-④ 照査結果による作業分担の明確化
	施工計画書作成	着-⑤ 施工計画書作成時の簡素化 着-⑥ 施工体制台帳作成資料の簡素化及び提出省略
	品質確保調整会議	着-⑦ 工事品質確保調整会議における書類作成の役割分担の明確化 着-⑧ 会議・打合せ時におけるペーパーレス化 着-⑨ 工事現場環境改善の周知徹底
施工時	施工	施-① 提出書類の削減 施-② 工事打合せ簿の簡素化、作成分担明確化 施-③ クイックレスポンスの徹底 施-④ 週間工程表様式による書類の集約 施-⑤ 支給品・貸与品資料の提出省略 施-⑥ 産業廃棄物管理表(マニフェスト)の提出省略 施-⑦ 排出ガス対策型・低騒音型建設機械写真の提出省略 施-⑧ 特殊車両通行許可書の提出省略 施-⑨ 安全教育・訓練等の実施状況資料の提出省略 施-⑩ 建退共 購入状況報告書の提出省略
	施工状況確認等	施-⑪ 臨場確認時の実施項目、頻度確認及び臨場写真省略 施-⑫ 材料確認時の臨場写真省略及び提出書類の簡素化 施-⑬ 遠隔臨場活用による効率化 施-⑭ 工事写真 撮影頻度の簡略化
検査時	工事検査	検-① 検査書類限定型試行工事の取組 検-② 工事検査の簡略化 検-③ 品質管理・出来形管理資料の簡素化 検-④ 創意工夫・社会性等に関する資料の簡素化 検-⑤ 現場環境改善費 実施報告書の提出省略
	目的物引き渡し	検-⑥ オンライン電子納品の活用

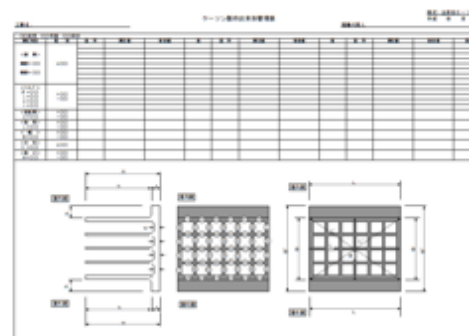
【検査時】

検-③ 品質管理・出来形管理資料の簡素化

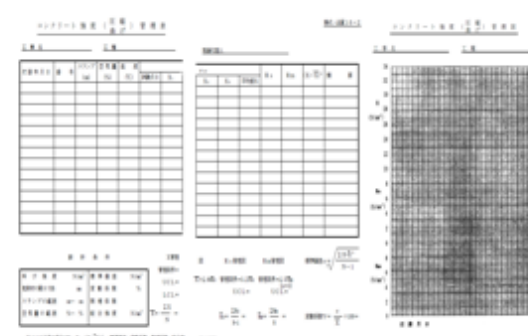
「品質管理図表」・「出来形管理図表」のみ提出。

- 港湾工事共通仕様書に基づく、各種様式にて資料を提出する。
- 提出は「品質管理図表」「出来形管理図表」のみとして、これ以外の書類(測定結果総括表、測定結果一覧表等)は提出不要。
- **監督職員は、施工管理ソフト等の様式が品質・出来形管理基準を満たしていることが確認できる場合は、施工管理ソフト等を活用した品質・出来形管理図表を使用する。**

出来形管理図表



品質管理図表



検査書類限定型試行工事の実施

- ◆ 令和6年4月の改正労働基準法の完全施行にあわせて、工事検査の必要書類を限定し、検査に係る受発注者の負担軽減を目的とした試行工事を実施。
- ◆ 令和8年1月1日以降に入札公告を行う工事から原則、全ての工事に適用拡充する。

◆ 検査書類の限定

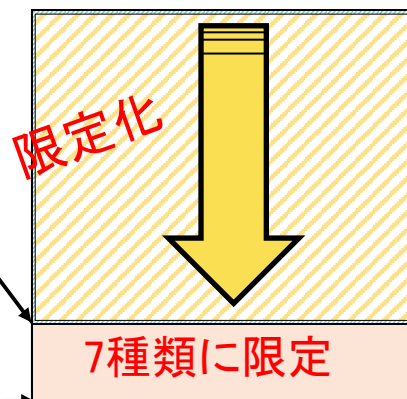
- ◆ 準備作業の軽減
- ◆ 検査時間の短縮

- ◆ 時間外労働の削減
- ◆ 検査の効率化

これまでの検査書類



検査書類限定型の検査書類



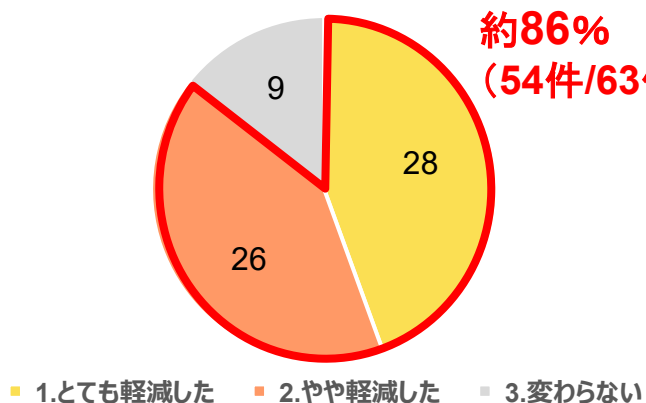
- ① 施工計画書
- ② 施工体制台帳
- ③ 工事打合せ記録簿
- ④ 材料品質証明資料
- ⑤ 出来形管理図表
- ⑥ 品質管理図表
- ⑦ 工事写真

※7種類以外の書類は監督職員の検査書類確認により評価に反映

検査に向けた準備作業は軽減しましたか

(受注者)

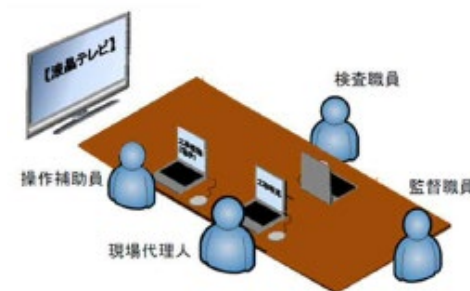
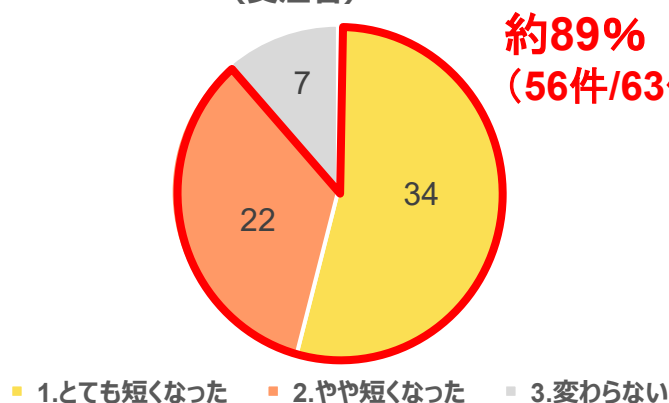
約86%
(54件/63件)



従来検査と比較して検査時間はどうでしたか

(受注者)

約89%
(56件/63件)



※検査イメージ

中小企業向けICT活用施工管理モデル工事

- ◆ ICT施工や新たなICT機器の導入に関して、中小の建設会社では大手と比べ取組が少ないという現状があるが、要因として設備投資の負担や対応人員の不足などが考えられる。このため、中小企業にとって負担の少ない汎用のICT機器を用いた出来形計測等を実施するとともに、市販の施工管理システムを用いて工事関係書類を作成する「ICT活用施工管理モデル工事」を令和6年度より開始。
- ◆ 令和7年度より、モデル工事で得られたデータを基に適応性・生産性向上の検証を行い、導入可能なICT機器の抽出、各種要領の策定および事例集の作成を行う。

【対象工事】

・発注等級をB等級以下とする港湾・海岸工事を対象とし、発注者が設定する。(ただしA等級まで拡大した場合は対象としない)

【試行内容】

- ① ICT機器を活用した「A. 出来形計測」又は「B. 事前測量、配筋検査、材料検収等」の実施(AB両方でも可)
 - ② 施工管理システムによる出来形管理に係る工事関係書類の作成(港湾局の要領・基準に対応したソフトに限る)
- ⇒上記①②の全てを実施(実施にかかる費用については、積み上げ計上を行う)

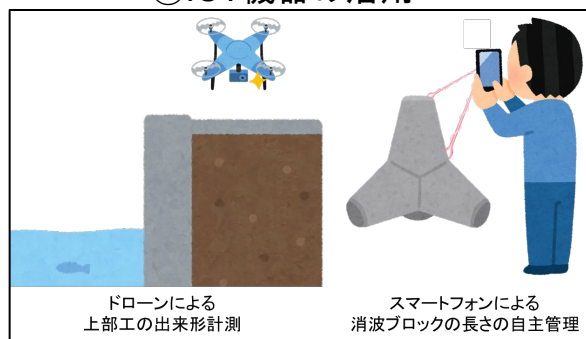
【対象工種】

- A. 出来形計測でのICT機器活用: 上部工、本体工、被覆・根固工(根固ブロック製作)、基礎ブロック工(基礎ブロック製作)
- B. 出来形計測以外(事前測量、配筋検査、材料検収等)でのICT機器活用及び施工管理システムの活用: 限定しない

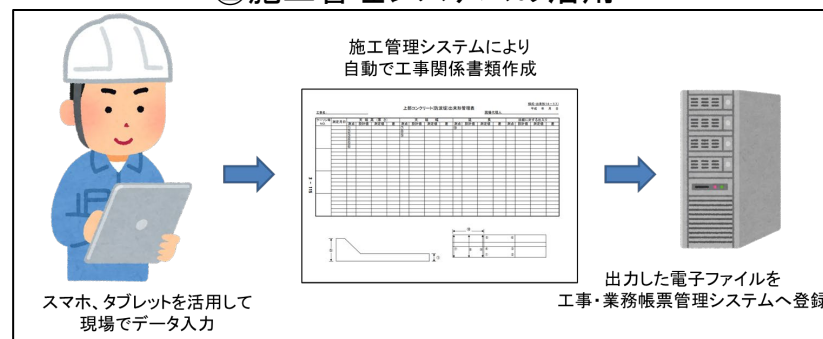
【費用計上の考え方】

本モデル工事にかかる費用については、共通仮設費の技術管理費に積上げ計上する。

①ICT機器の活用



②施工管理システムの活用



ICTを活用した工事安全対策試行工事

- ◆ ICTを活用した安全対策の標準化を図るため、ICT活用による安全性の向上効果の大きい海中作業の可視化や潜水士の位置を把握するためのICT機器を潜水士や作業船に装備し、その定着を図るモデル工事を令和4年度より開始。
- ◆ 令和7年度から、潜水作業の安全対策に関する実施要領を改定し「試行工事」を開始。
- ※「安全対策重点モデル工事(クレーン作業)」については、令和8年度も引き続き実施。

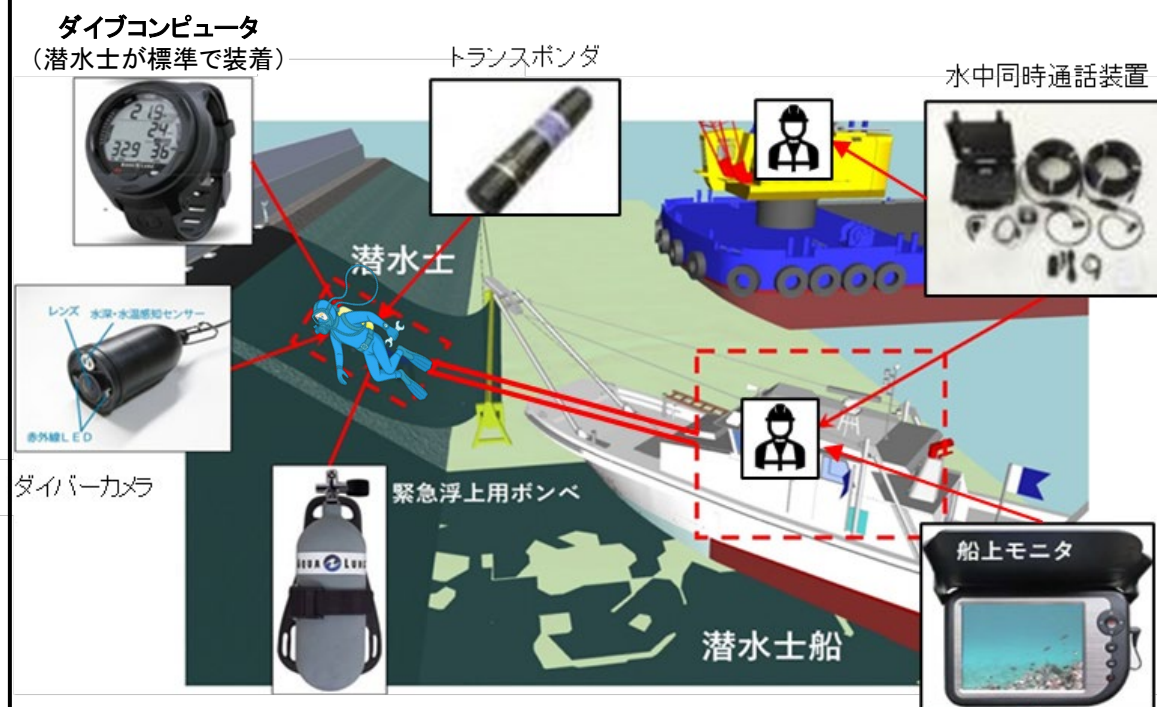
■潜水作業の安全対策試行工事(R7年度～)[継続]

◇ 令和7年度より標準化に向けた試行工事を実施。

【実施内容】

[必須] 緊急時浮上用ボンベ

[選択] ダイバーカメラ、水中同時通話装置(作業船を使用する場合)
トランスポンダ(作業船使用時に潜水士の位置を把握可能な機器)
その他ICT機器(ソフトウェアを含む)



■安全対策重点モデル工事(R5年度～)[継続]

試行工事化に向けて、クレーン用カメラやAI判定機能の効果や必要性等についてR7年度より改良したアンケート調査を引き続き実施。

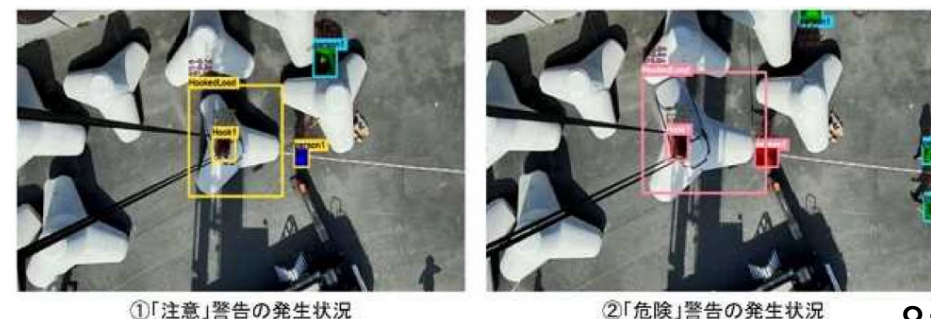
◇参考例①:クレーン用監視カメラ

クレーンブームの先端に取付けた吊荷用監視カメラで玉掛作業員や吊荷の位置などを運転室でモニター表示する技術。



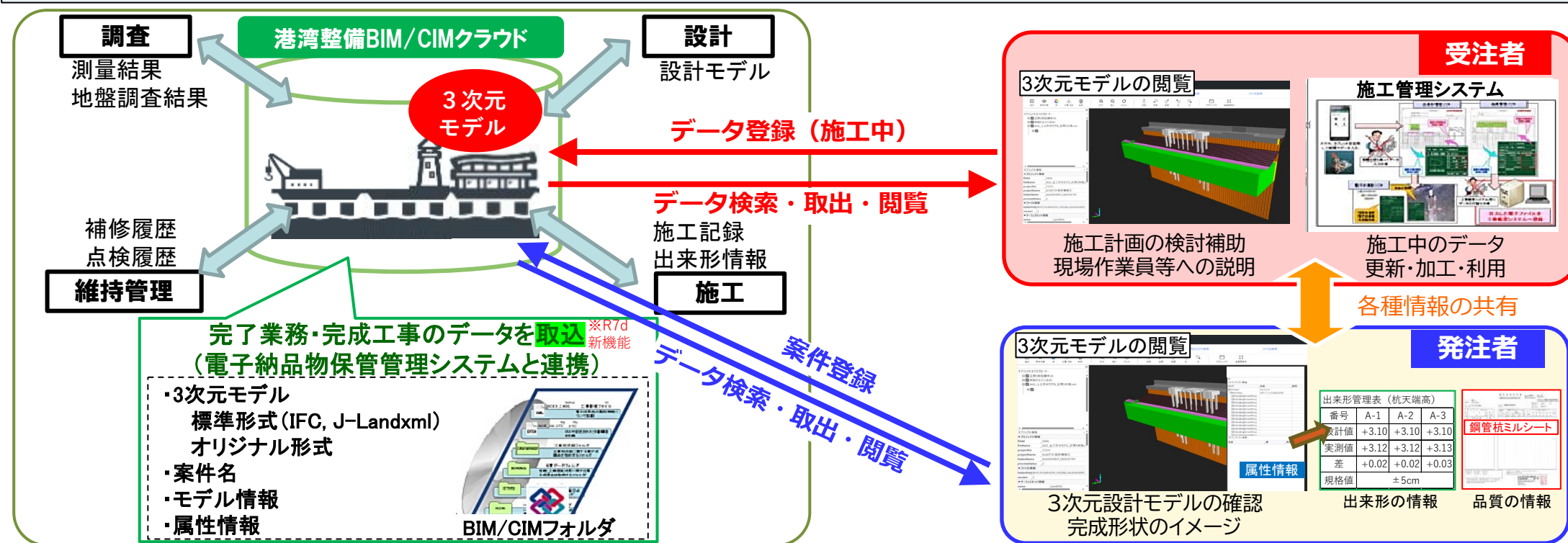
◇参考例②:クレーン作業安全支援システム

クレーンのブーム先端に取り付けたカメラとAIにより、現場を立体的に認識し、危険を予測して注意喚起を行うシステム。



BIM/CIMクラウドの試験運用

- ◆調査、設計、施工、維持管理までの3次元モデルや属性情報等を、各事業者や受発注者間においてクラウド上でデータ共有する「港湾整備BIM/CIMクラウドシステム」の試験運用を令和6年5月開始。
- ◆令和7年度は、電子納品物保管管理システムに格納されている3次元データの取込機能を追加するとともに、クラウドの利用向上に向け、『BIM/CIM適用工事実施要領』等において、具体的な活用方法を追記。
- ◆令和8年度は、施工管理ソフト等とのデータ連携の改良検討を行い、年度末の機能実装を目指す。

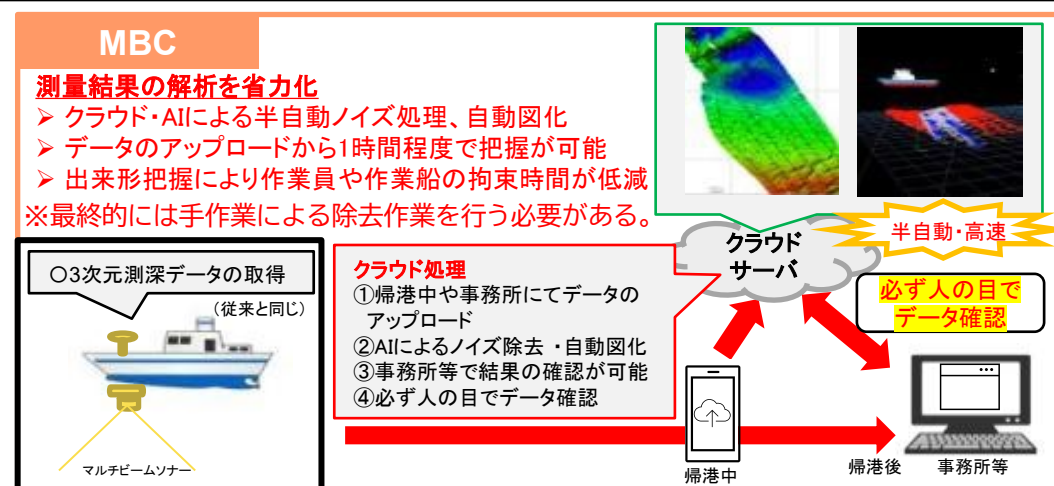
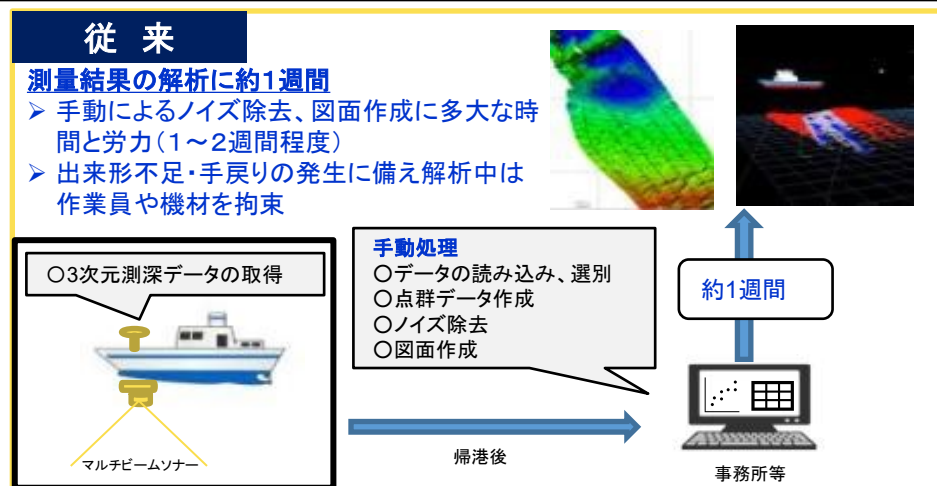


令和8年度試験運用内容

項目 (活用時点)	①データの共有 (業務・工事契約後)	②3次元モデルの閲覧 (履行・施工期間中)	③属性情報の確認 (履行・施工期間中)
発注者	・対象工事・業務を案件登録 ・受注者のアクセス権限付与申請	・クラウド内の3次元モデル (IFC・JLandXML)の閲覧	・受注者が登録した属性情報（施工中の 出来形・品質管理データなど）の確認 ・属性情報表示機能の拡張（R8d～）
受注者	・保管されている過年度データの検索・取出 ・施工中の3次元モデルの登録		・属性情報の登録（施工中の出来形・品質 管理データなど発注者と共有すべき情報） ・属性情報表示機能の拡張（R8d～）

マルチビームクラウド処理システムの運用

- ◆ 海底地形の3次元測量に用いるマルチビーム測深は、これまでノイズ除去を手動で行っており、多大な時間を要していた。このため、AIを活用し、これまでの解析データを学習させることで、大半のノイズを自動除去する「マルチビームデータクラウド処理システム(MBC)」を開発(令和2～6年度)。
- ◆ 令和7年7月に、ICT活用工事における全直轄工事の起工測量でMBCの活用を開始し、データ解析の省力化を図るとともに、港湾業務艇等による水深測量、大規模災害発生時等での活用を開始。
- ◆ **令和8年度より、ICT浚渫工の出来形測量(水路測量)での活用を開始予定。**



令和8年度実施内容

①工事での活用

- 全てのICT浚渫工、ICT基礎工、ICT海上地盤改良工の起工測量、土量計算、**ICT浚渫工の出来形測量(水路測量)**を対象
- ※精度検証中のため、基礎工での捨石均しの出来形管理に利用することはできない。
- 起工測量及びICT浚渫工の出来形測量(水路測量)**のデータ解析は、MBC(後処理機能)を活用することを標準とする。
- なお、MBCを活用しない従来方法(手動等)の解析も可能とする。
- 土量計算、出来形測量での出来形把握は、希望により利用可能

②港湾業務艇等での活用

- 異常気象時の水深測量等の直営解析による対応
- 事故や災害などによる航路状況の確認時の速やかな対応、水域施設の水深確認や土量計算

③大規模災害発生時での活用(災害協定による支援団体等が活用)

- 被災箇所が点在している場合でも、一元的に管理が可能
- 各被災箇所でのマルチビーム測深データをクラウド上で共有し、GISで水深や差分表示が可能

（資料：営繕部） 営繕事業における取り組み

主要プロジェクトの紹介

■九州地方整備局HPで営繕部の主要プロジェクトを公表

九州地方整備局営繕部では、入札参加希望者の中長期的な技術者確保計画に寄与するため、主要プロジェクトの進捗情報を公表しました。

1. 九州地方整備局HP (<https://www.qsr.mlit.go.jp/>) の『営繕部』をクリック
2. 『主要プロジェクト及び工事・業務の発注の見通しはこちら』をクリック
3. 主要プロジェクトの進捗状況が表示されます

国土交通省 九州地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

トップページ 防災に関する情報 私たちの仕事 地域

港湾・
アジアと
そして地域の発展と経済

記者発表
NEW 12月15日
九州地方整備局東部建設委員会(令和7年度第4回)

NEW 12月15日
大分県の幹線道路(水戸川～久留米間)における交通の取り組みについて

お知らせ
12月11日
令和7年度の工事の発注見通し(11月4日時点)について入札情報サービス

10月31日
九州ブロックにおける令和7年度の工事発注予定情報の一斉公表について(持分の工事発注予定情報を公表します)

組織別一覧
総務部 企画部 建設部
河川部 道路部 港湾空港部
営繕部 用地部

Menu
● 営繕業務の概要
● 事業紹介
● 採用情報
● 公共建築工事発注者・事業者の方へ
● 発注関係情報
● 技術検定
● 施設管理者の方へ
● 優良工事等表彰
● 公共建築/未来を創るChallenge (若手技術者の紹介)
● 公共建築相談窓口
● 各県・政令市営繕部局との連携

Link
● 国土交通省大臣官房官庁営繕部
● 熊本営繕事務所
● 鹿児島営繕事務所
● Others
● サイトマップ

入札・契約情報
国土形成計画(九州圏)
インフラツーリズム
流域治水
インフラメンテナンス(市区町村連携)

Instagram 運用ポリシー
九州地方整備局 X (旧Twitter)
九州地方整備局 X (採用情報)
X(旧Twitter) 運用ポリシー
九州地方整備局 YouTube
YouTube 運用ポリシー

主要プロジェクト

NEW 主要プロジェクト進捗情報

施設名	所在地	概要	進捗状況	今後の予定
大分地方合同庁舎	大分県大分市	庁舎 SRC-9 10,501㎡ 新築1棟	令和4年度 新規事業採択 令和6年度 基本設計 令和7年度 実施設計	工事工期 (A.E.M) R9～R13 予定
福岡県警察学校	福岡県福岡市	本館他 RC-4 3,780㎡ 新築1棟 モレンジャー訓練場舎	令和7～9年度 アドバイザー業務	未定
佐賀県警察機動隊庁舎	佐賀県佐賀市	庁舎 RC-4 3,780㎡ 新築1棟	令和4年度 基本設計 令和5年度 実施設計	スケジュール感を記載
宮崎県警察学校射撃場	宮崎県宮崎市	庁舎 RC-2 (一部W+S造) 1,230㎡ 新築1棟	令和5年度 基本設計 令和6年度 実施設計	未定
宮崎森林技術・支援センター	宮崎県宮崎市	庁舎 W-1 291㎡ 新築1棟	令和6年度 基本設計 令和7年度 実施設計	未定
福岡運輸支局	福岡県福岡市	庁舎 RC-2 2,140㎡ 新築1棟 検査場 S-2-1 3,750㎡ 新築1棟	令和3年度 基本設計 令和4年度 実施設計 令和6年度～ 工事中	令和8年度 完成予定
長崎法務総合庁舎	長崎県長崎市	庁舎 SRC-9-1 10,696㎡ 新築1棟 自転車置場 W-1 64㎡ 新築1棟	令和8年度 基本設計予定	未定

※業務および工事発注時期は予定を掲載しており、変更となることがあります。



大分地方合同庁舎 (イメージ)



佐賀県警察機動隊庁舎 (イメージ)



宮崎森林技術支援センター (イメージ)



宮崎県警察学校射撃場 (イメージ)

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」・「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の推進	○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 週休2日を前提として工期を設定、必要に応じて施工期間・時間等の変更について受注者と協議 ○ 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用（工事）、余裕期間制度の試行（設計業務）

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ・労務費等の内訳の把握が可能な「単位施工単価」の導入・猛暑による作業中断等に伴う労務費の割増（試行） ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用（工事）、業務スライドの試行
-------------	---

生産性向上

ICTの積極的な活用等	○ 生産性向上技術の活用 ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（EIR（発注者情報要件）の適用（新営設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行） ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（土会連合会）」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

第三次・担い手3法※(令和6年改正)等を踏まえ、国土交通省の直轄営繕事業において、
令和8年度より下記のとおり取組を拡充し、働き方改革をより一層推進する。

※品確法・建設業法・入契法の一体的改正

多様な働き方の支援

- 労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、引き続き週休2日※を前提に工期を設定。

※工期における全ての週において、原則として土曜日・日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行うことをいう。

- 工事受注者が変形労働時間制等の週休2日以外の働き方を希望する場合は、施工期間、施工時間等について、受発注者間で協議の上、実施。

工事における猛暑対策の拡充

- 「猛暑を考慮した工期設定」や「熱中症対策に関する費用の計上」に加え、次の取組を追加。

- ・ 受発注者間の協議を通じた、猛暑期間・猛暑時間における現場施工の回避
- ・ 技術提案評価型S型を活用し、生産性向上に資する技術を採用した熱中症対策の提案の評価
- ・ 猛暑による作業中断等に伴う労務費の割増 等

労務費等へのしわ寄せ防止の徹底 [営繕積算方式]

- 労務費等が確保されるよう、「営繕積算方式」について、以下の取組を追加。
 - ・ 労務費等の内訳の把握が可能な「単位施工単価」の導入（歩掛りにおいて作業休止時間等も考慮）
 - ・ 実態調査の結果を踏まえ、一般管理費等率や専門工事業者等の諸経費の率を見直し

業務における余裕期間制度・スライド制度の試行

- 建築設計業務を対象に、余裕期間制度(フレックス方式：受注者が業務の始期と終期を全体履行期間内で任意に設定できる方式)を試行的に導入。
- 昨今の設計業務委託等技術者単価の上昇等を踏まえ、建築関係建設コンサルタント業務においても価格転嫁対策を強化するため、令和8年度以降に新規契約する業務からスライド制度(業務スライド)を試行導入。

建設工事における猛暑対策について、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組をとりまとめた「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」(令和7年12月)を踏まえ、営繕工事において以下に掲げる猛暑対策に取り組む。

1. 猛暑期間・猛暑時間の作業回避

- 猛暑期間を回避した工事発注
 - ・猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
 - ・熱中症のリスクが高い作業が猛暑期間にかからないよう、可能な範囲で工期を調整 ※
- 猛暑期間を休工可能とする工事発注
 - ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の検討に当たり、営繕工事の特性を踏まえた休工の効果について、業界要望等を把握 ※
- 猛暑期間・猛暑時間における現場施工回避
 - ・猛暑期間・猛暑時間における現場施工の回避について、受発注者間で協議 ※
- 適切な設計図書の作成
 - ・適切な設計図書の作成により工程の遅延等を防ぎ、猛暑期間・猛暑時間の現場施工回避を実現

2. 効率的な施工、作業環境の改善

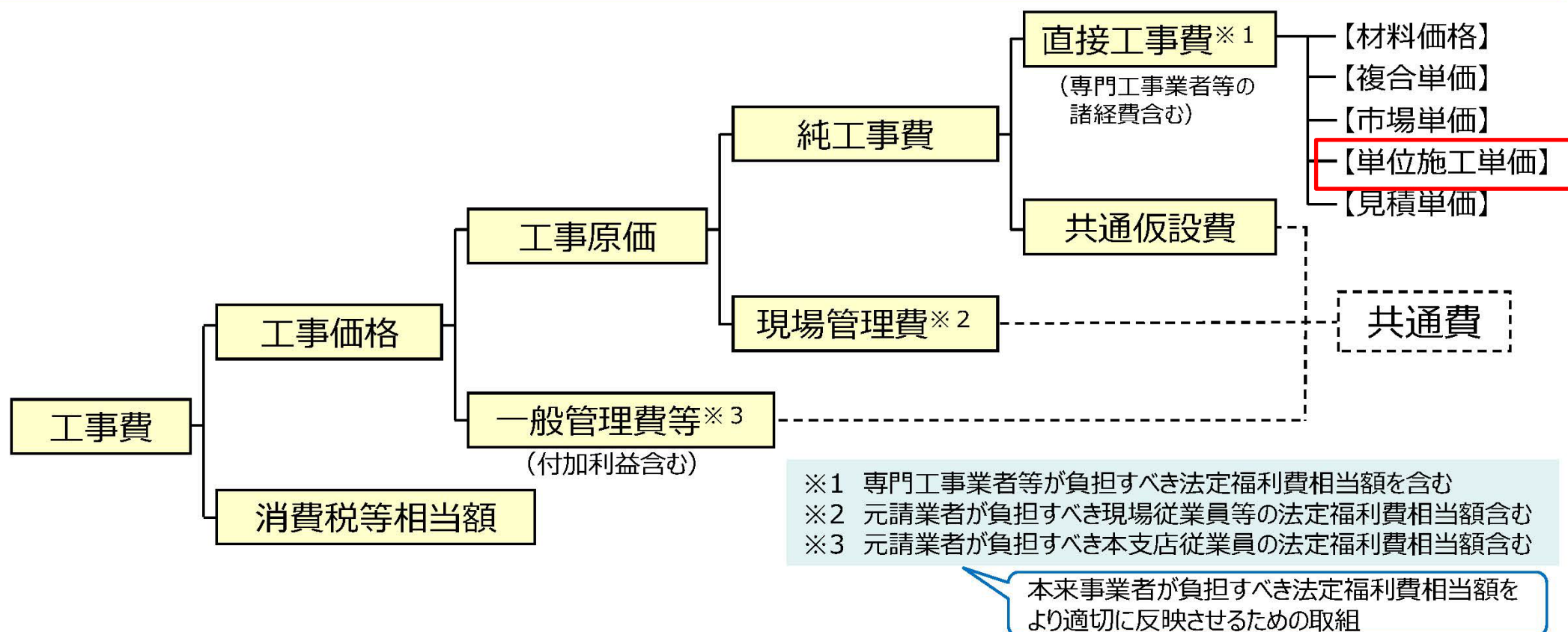
- 生産性向上技術の活用
 - ・生産性向上技術の積極的な活用による省人化や現場施工の効率化
- 作業環境の改善
 - ・技術提案評価型S型を活用し、生産性向上に資する技術を採用した熱中症対策の提案を評価 ※

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

- 熱中症対策に係る経費
 - ・「一般的な熱中症対策」に係る費用を当初の工事費に計上
 - ・「一般的なものの以外の熱中症対策」に係る費用について、受発注者間で協議の上、設計図書の変更により計上
- 直接工事費
 - ・猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算(試行)を実施 ※

公共建築工事の工事費の構成

公共建築工事積算基準による工事費の構成



【参考】 公共建築工事の構成割合 ※新営工事(RC-4、延べ面積3,000㎡、工期14か月)における試算

直接工事費 (80%)	※	共通 仮設費 (3%)	現場 管理費 (7%)	一般 管理費等 (10%)
専門工事業者等の諸経費				

公共建築工事では直接工事費に含まれる
(土木工事では現場管理費に含まれる)

直接工事費の単価構成について

○ 直接工事費の単価は、①材料価格、②複合単価、③市場単価、④単位施工単価、⑤見積単価で構成

構成	概要	主な工種等（建築の例）
①材料価格	物価資料に掲載された、価格変動が大きい資材の単価及び価格	コンクリート、鉄筋、鉄骨鋼材等
②複合単価	材料費、労務費(公共工事設計労務単価)、機械器具費、専門工事業者等の諸経費等の組合せによる単位施工あたりの単価	直接仮設(足場等)、地業工事(砂利敷き等)、内装工事(壁紙、木工等) 等
③市場単価	取引についての調査結果に基づく、材料費、労務費、機械器具費等(専門工事業者の諸経費を含む。)によって構成される単位施工あたりの価格。法定福利費相当分を含む	鉄筋工事(鉄筋運搬)、コンクリート工事(コンクリート打設等)、型枠工事(型枠運搬)等
④単位施工単価	複合単価の算定方法と元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果を組み合わせることにより求められる価格であり、市場における取引実態を反映しつつも、単位施工あたりに必要とされる標準的な材料費、労務費等の内訳を把握できるようにした単価	鉄筋工事(加工組立等)、型枠工事(合板型枠) 「絶縁ケーブル」※
⑤見積単価	複数の製造業者・専門工事業者からの見積価格等(専門工事業者等の諸経費を含む)の収集により作成する単価及び価格	地業工事(杭等)、鉄骨工事(加工組立、建方等)、建具工事、タイル工事、石工事等

【参考】直接工事費の単価種別による構成比 ※新営工事（RC-4、延べ面積3,000㎡、工期14か月）における試算

建 築 工 事	材料価格 25%	複合単価 20%	市場単価、単位施工単価 35%	見積単価 20%
電気設備工事	複合単価 30%	市場単価 単位施工単価 15%	見積単価 55%	
機械設備工事	複合単価 35%	市場単価 単位施工単価 20%	見積単価 45%	

本グラフは建築、電気設備及び機械設備の各工事における、「材料価格」、「複合単価」、「市場単価」、「単位施工単価」及び「見積単価」の各単価を用いて算出した直接工事費の構成比を示す。

公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組

- 実勢価格や現場実態を的確に反映するとともに、適切な数量算出及び設計変更など各種取組を実施

【主な課題】(工事費積算関係)

【取組内容・対応策】

- 単価が実勢と乖離している場合がある。

例：単価設定時期が古い
工事実態とは異なる条件の単価を適用している

- 現場で必要と考えられる費用が見込まれていない場合がある。

例：揚重機や交通誘導警備員等が見込まれていない

- 契約後の変更契約の協議が適切に行なわれない可能性がある。

例：積算数量を「参考数量」とした場合、積算数量と設計数量に相違があっても発注者が受注者との協議に応じない場合がある。

- 社会情勢の変化等に伴う新たな課題に対応する必要がある。

●実勢価格や現場実態の的確な反映

- ① 適正な単価の設定（入札日直近の最新の単価の採用、補正市場単価、見積単価の適切な設定）
- ② **少量、僅少施工**での**単価補正等**
- ③ **「見積活用方式」**
- ④ 適切な施工条件の明示、**現場実態を反映した共通費**
- ⑤ 遠隔地からの資材調達・労働者確保に要する費用の積み上げ
- ⑥ 適切な工期設定、**工期に連動した共通費** 等

品確法（発注者等の責務）
第七条第1項一号
(略)市場における労務及び資材の取引価格、(略)工期等、公共工事の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

●適切な数量算出及び設計変更

- ① 営繕工事積算チェックマニュアルの活用
- ② 設計変更ガイドライン※の適切な運用
- ③ スライド条項の適切な運用
- ④ **「入札時積算数量書活用方式」** 等

品確法（発注者等の責務）
第七条第1項十二号
(略)施工条件を明示するとともに、(略)適切に設計図書の変更及び請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。

●猛暑対策の取組

- ① 営繕工事における猛暑対策に必要な経費等の確保関連

品確法（発注者等の責務）
第七条第1項一号
(略)経済社会情勢の変化を勘案し、(略)予定価格を適正に定めること。

6. 工事発注情報のメール配信サービス

営繕工事の**入札公告日**に、**発注情報がメール配信される**サービスです。

■登録方法

①または②にアクセスし、表示に従い登録手続きを行ってください。（登録は無料です。）

PC、タブレット、スマートフォン、携帯電話いずれの端末からも登録できます。

① 国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部等のホームページにあるバナー
「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」

バナーのイメージ →

官庁営繕工事・業務
メール配信サービスはこちら

② ホームページ「http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html」

■メール配信される発注情報

原則、入札公告日（または公示日）に、以下の内容が配信されます。

① 工事名称、または業務名称

② 工事種別・工事の等級区分・施工場所、または業務種別

③ 技術資料（工事）、参加表明書（業務）の提出締切日



登録料はかかりませんので、是非ご利用ください。